

地方公営企業等の現状と課題

令和7年6月4日

総務省 自治財政局 公営企業課

水谷 健一郎

【目次】

1. 地方公営企業の制度概要	・・・ p. 2
2. 地方公営企業の現状と課題	・・・ p. 14
3. 地方公営企業の更なる経営改革の取組	・・・ p. 20
4. 水道事業の現状と課題	・・・ p. 34
5. 下水道事業の現状と課題	・・・ p. 42
6. 病院事業の現状と課題	・・・ p. 48
7. 交通事業の現状と課題	・・・ p. 56
8. 公営企業の民間活用	・・・ p. 62
9. 公営企業のDXの取組	・・・ p. 64
10. 公営企業のGXの取組	・・・ p. 68
11. 先進・優良事例集	・・・ p. 70
12. 経営・財務マネジメント強化事業	・・・ p. 72
13. 第三セクター等	・・・ p. 74

1. 地方公営企業の制度概要

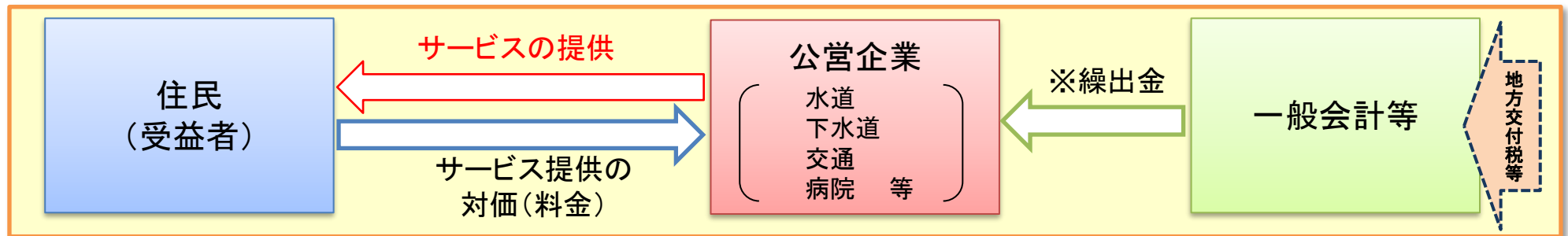
公営企業制度の基本原則

公営企業の基本原則

- 公営企業（地方公共団体の経営する企業）は、常に企業の経済性を発揮しつつ、公共の福祉を増進するように運営。
- 一般会計等が負担すべき経費を除き、料金収入で賄う独立採算による経営が行われ、特別会計を設置して、一般会計等と区分。
- 事業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費、能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが困難であると認められる経費等については、一般会計等からの繰出金が充てられる。

【例】水道事業における消火栓設置・管理、下水道事業における雨水処理、病院事業におけるへき地医療等に要する経費

- 地方公営企業法を適用する公営企業においては、一般会計と異なり企業会計方式による経理が行われる。



公営企業の例(令和5年度末現在)

水道(1,757事業)



下水道(3,595事業)



病院(681事業)



地下鉄(9事業)



バス(23事業)



ガス(19事業)



電気(96事業)



駐車場(175事業)



卸売市場(145事業)



観光施設(217事業)



現行の公営企業の範囲

① 地方公営企業法第2条第1項・第2項 地方公営企業法の当然適用となる公営企業

【全ての規定】

- ・水道事業
- ・工業用水道事業
- ・軌道事業
- ・自動車運送事業
- ・鉄道事業
- ・電気事業
- ・ガス事業

【財務規定のみ】

- ・病院事業

- ・公共下水道以外の下水道事業
(集落排水事業・浄化槽・流域下水道)

③ 公営企業決算統計対象の公営企業

④ 公営企業債を発行できる事業

② 地方財政法第6条(地方財政法施行令第46条) 特別会計設置義務のある公営企業

- ・交通事業(船舶運航事業)
- ・電気事業(電気事業法に規定する電気事業以外のもの)
- ・簡易水道事業
- ・市場事業
- ・と畜場事業
- ・公共下水道事業
- ・観光施設事業
- ・港湾整備事業(港湾機能施設のみ)
- ・宅地造成事業

- ・有料道路事業
- ・介護サービス事業
- ・駐車場整備事業
- ・その他事業(法適用)

- ・その他事業(法非適用)
(飲料水供給施設、コミュニティプラント、墓園、
産業廃棄物処分場、ケーブルテレビ等)
- ・一般行政病院、診療所
- ・公営競技

地方公営企業法における公営企業

(この法律の適用を受ける企業の範囲)

第二条 この法律は、地方公共団体の経営する企業のうち次に掲げる事業(これらに附帯する事業を含む。以下「地方公営企業」という。)に適用する。

- | | |
|--------------------|-----------|
| 一 水道事業(簡易水道事業を除く。) | 二 工業用水道事業 |
| 三 軌道事業 | 四 自動車運送事業 |
| 五 鉄道事業 | |
| 六 電気事業 | 七 ガス事業 |

② 前項に定める場合を除くほか、次条から第六条まで、第十七条から第三十五条まで、第四十条から第四十一条まで並びに附則第二項及び第三項の規定(以下「財務規定等」という。)は、地方公共団体の経営する企業のうち病院事業に適用する。

③ 前二項に定める場合のほか、地方公共団体は、政令で定める基準に従い、条例(略)で定めるところにより、その経営する企業に、この法律の規定の全部又は一部を適用することができる。

	組織・職員	財務規定	特会、独立採算	企業債
水道、交通など	○	○	○	○
病院		○	○	○
下水道など			○	○
その他				○

地方財政法における公営企業

(地方債の制限)

第五条 地方公共団体の歳出は、地方債以外の歳入をもつて、その財源としなければならない。
ただし、次に掲げる場合においては、地方債をもつてその財源とすることができる。

一 交通事業、ガス事業、水道事業その他地方公共団体の行う企業(以下「公営企業」という。)に要する経費の財源とする場合

(公営企業の経営)

第六条 公営企業で政令で定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入(第五条の規定による地方債による収入を含む。)をもつてこれに充てなければならない。

但し、災害その他特別の事由がある場合において議会の議決を経たときは、一般会計又は他の特別会計からの繰入による収入をもつてこれに充てることができる。

(地方財政法施行令第四十六条で定める事業)

- | | | |
|------------|-----------|-----------|
| 一 水道事業 | 二 工業用水道事業 | 三 交通事業 |
| 四 電気事業 | 五 ガス事業 | 六 簡易水道事業 |
| 七 港湾整備事業 | 八 病院事業 | 九 市場事業 |
| 十 と畜場事業 | 十一 観光施設事業 | 十二 宅地造成事業 |
| 十三 公共下水道事業 | | |

地方公営企業法の適用範囲

地方財政法第5条第1号に規定する公営企業

＜法適用事業＞

(地公企法の規定を適用する事業)

＜当然適用事業＞

(地公企法2①②)

【全部適用事業】

- 水道
- 工業用水道
- 交通(軌道)
- 〃 (自動車)
- 〃 (鉄道)
- 電気
- ガス

【財務規定等適用事業】

- 病院

＜任意適用事業＞

(地公企法2③)

自主的に適用

- 交通(船舶)
- 簡易水道
- 港湾整備
- 市場
- と畜場
- 観光施設
- 宅地造成
- 公共下水道
- その他下水道
- 介護サービス
- 駐車場整備
- 有料道路
- その他
(有線放送等)

※ ●のついたものは、地財法第6条に規定する特別会計設置義務のある公営企業。

※ 地方公営企業のうち、法適用事業は5,097事業、法非適用事業は2,896事業となっている。(令和5年度末)

◎地方公共団体では、法非適事業に地方公営企業会計を自主的に適用することが望まれる。

首長部局と公営企業の関係【組織・職員関係】

- 企業としての合理的・能率的な経営を確保するため、公営企業の経営組織を首長部局から切り離し、その経営のための独自の権限を有する管理者を設置する。
- 管理者は、公営企業の業務に関する限りにおいて、地方公共団体の執行権・代表権を有し、公営企業の機動的・能率的経営を図るため、管理者を補助する組織を設ける。
- 管理者を補助する企業職員については、企業の経済性の発揮の観点から、勤務条件等に関して首長部局の職員と一部異なる取扱いがなされる。

組織・職員規定に係る首長部局と公営企業の関係イメージ

首長部局

首長

… 地方公営企業の
経営の最終的責任者

<権限>

- ・ 予算を調製すること
 - ・ 決算を監査委員の審査、議会の認定に付すこと など
- ※そのほか、議案を提出する権限、過料を徴収する権限及び法令に特別の定めがある場合を除き、首長は公営企業の経営について執行権・代表権を有さない

首長部局の職員

<勤務条件>

- ・ 給与は生計費、国及び他の地方公共団体の職員、民間事業の従事者の給与、その他の事情を考慮して定める
- ・ 給与の種類・支給基準・額・支給方法は全て条例で定める
- ・ 条例で定める事項に抵触しない事項についてのみ協定を締結できる
- ・ 勤務条件は人事委員会の勧告対象

特別職として任命
※議会の議決・同意は
不要

いわゆる「出向」
※首長部局からの出向
だけでなく、管理者によ
り直接採用することも
可能

兼務可能

公営企業

管理者

… 地方公営企業の
業務執行の責任者

<権限>

- ・ 予算に関する説明書を作成し、長に送付すること
- ・ 決算を調製し、長に提出すること
- ・ 契約を締結すること
- ・ 企業管理規程を制定すること
- ・ 企業職員の身分取扱い(任免、勤務条件、懲戒等)に関する事項を掌理すること
- ・ 企業職員を指揮監督すること など

企業職員

<勤務条件>

- ・ 給与は生計費、同一又は類似の職種の国及び地方公共団体の職員、民間事業の従事者の給与、当該地方公営企業の経営の状況、その他の事情を考慮して定める
 - ・ 給与の種類・支給基準のみ条例で定める
 - ・ 給与の額・支給方法は企業管理規程で定める
 - ・ 給与の額・支給方法について団体交渉を経て労働協約を締結できる
 - ・ 勤務条件は人事委員会の勧告対象でない
- ※人事委員会は、原則として採用等を除き企業職員の身分取扱いに関与しない

首長部局と公営企業の関係【財務関係】

- 公営企業の事業ごとの財務状況を明らかにして経営するため、事業ごとに特別会計を設置。
- 公営企業は、独立採算の原則に基づき、一般会計又は他の特別会計（以下「一般会計等」という。）において負担すべき経費を除き、その経費について企業の経営に伴う収入をもって充てなければならない。

首長部局と公営企業の関係イメージ

首長部局（首長）

料金の制定・改定

- ・料金のうち使用料（地方自治法第225条に基づくもの。本頁において同じ。）に該当するものについては、首長が料金の条例に関する議案を議会へ提出

公営企業の用に供する資産の取得及び処分

- ・重要な資産（※）の取得及び処分については、首長が予算案を議会へ提出

※資産のうち、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定めるもの。本頁において同じ

議案の作成
に関する資料
を送付

予算の原案を
送付

公営企業（管理者）

料金の制定・改定

- ・料金のうち使用料に該当するもの（水道事業の料金等）については、条例の議案の作成に関する資料を首長へ送付
- ・料金のうち使用料に該当しないもの（電気事業の卸電気料金等）については、管理者が決定

公営企業の用に供する資産の取得及び処分

- ・重要な資産の取得及び処分については、その予算の原案を作成し、首長へ送付
- ・重要な資産以外の取得及び処分については、管理者が実施

一般会計繰出金

○一般会計等が負担すべき経費（法第17条の2）

- ・性質上企業の収入をもって充てることが適当でない経費（例：公共施設における無償給水に要する経費）
- ・能率的な経営を行なってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費（例：不採算地区病院の運営に要する経費）

○補助（法第17条の3）、出資（法第18条）、長期貸付（法第18条の2）

一般会計等

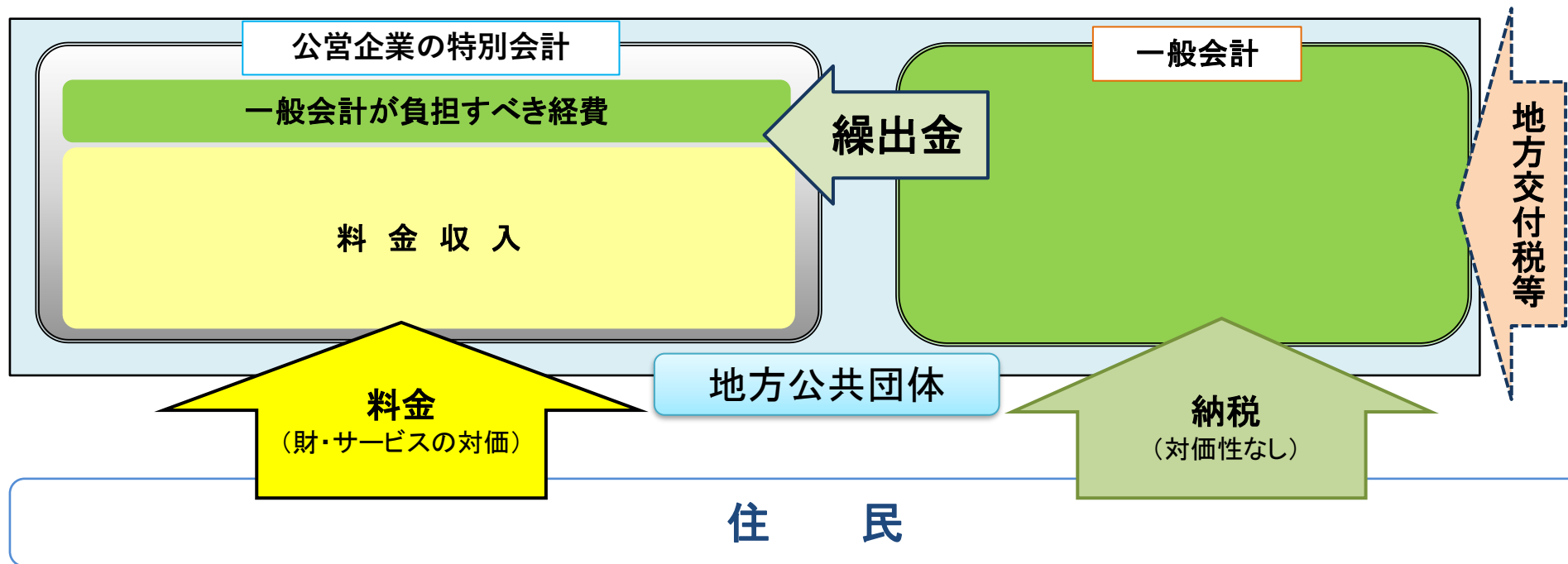
特別会計

毎年、副大臣通知（いわゆる繰出金通知）で示す内容については、地方交付税等において考慮

その他（短期貸付・繰入等、予算の定めるところによる）

公営企業繰出金について

- 公営企業においては、事業の経営に伴う収入(料金収入)を財源として事業が行われることが原則。
- ただし、次の経費については一般会計が負担すべきこととし、その財源を一般会計から公営企業の特別会計へ繰り出すこととしている。(経費負担の原則)
 - ・ 事業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費
(例:水道事業における公共消防のための消火栓に要する経費 など)
 - ・ 能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費 (例:病院事業におけるへき地における医療の確保に要する経費 など)
- 一般会計が負担すべき経費については、毎年度、地方公共団体に対し「繰出基準」として通知している。



地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要

早期健全化基準未滿の 地方公共団体

○ 指標の整備と情報開示の徹底

・フロー指標

実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率

連結実質赤字比率

公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額及び資金の不足額の標準財政規模に対する比率

実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率

・ストック指標

将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率

資金不足比率

公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率

経営健全化基準未滿の 公営企業

財政の早期健全化

(財政健全化団体)

○ 自主的な改善努力による財政健全化

・財政健全化計画を策定(議会の議決)

(策定にあたり外部監査の要求を義務付け)

・実施状況を毎年度議会に報告し公表

・早期健全化が著しく困難と認められるときは、総務大臣又は知事が必要な勧告

・経営健全化計画を策定(議会の議決)

(策定にあたり外部監査の要求を義務付け)

・実施状況を毎年度議会に報告し公表

・経営健全化が著しく困難と認められるときは、総務大臣又は知事が必要な勧告

公営企業の経営の健全化

(経営健全化団体)

財政の再生

(財政再生団体)

○ 国等の関与による確実な再生

・財政再生計画を策定(議会の議決)

(策定にあたり外部監査の要求を義務付け)

・財政再生計画は、総務大臣に協議し、同意を求めることができる

【同意無】災害復旧事業等を除き、地方債の起債を制限

【同意有】収支不足額を振り替えるため、償還年限が計画期間内である地方債(再生振替特例債)の起債可

・財政運営が計画に適合しないと認められる場合等には、予算の変更等を勧告

(健全財政)

(財政悪化)

早期健全化基準

財政再生基準

実質赤字比率

道府県: 3.75%
市区町村: 11.25%~15%

道府県: 5%
市区町村: 20%

連結実質赤字比率

道府県: 8.75%
市区町村: 16.25%~20%

道府県: 15%
市区町村: 30%

実質公債費比率

25%

35%

将来負担比率

都道府県・政令市: 400%
市区町村: 350%

資金不足比率

20%

(公営企業ごと)

経営健全化基準

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、東京都の基準は、別途設定されている。

※ 毎年度、健全化判断比率・資金不足比率を監査委員の審査に付し、議会に報告するとともに公表

資金不足比率の算出式

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模(営業収益の額 - 受託工事収益の額)※}}$$

※宅地造成事業については、資本＋負債

資金の不足額(法適用企業)

(流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の
現在高－流動資産)－解消可能資金不足額

資金の不足額(法非適用企業)

(歳出額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の
現在高－歳入額)－解消可能資金不足額

※ 解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額

※ 宅地造成事業を行う公営企業については、土地の評価に係る流動資産の算定等に関する特例がある。

資金不足比率が経営健全化基準以上である公営企業会計数の推移

	平成21 年度決算	平成22 年度決算	平成23 年度決算	平成24 年度決算	平成25 年度決算	平成26 年度決算	平成27 年度決算	平成28 年度決算	平成29 年度決算	平成30 年度決算	令和元 年度決算	令和2年 度決算	令和3年 度決算	令和4年 度決算	令和5年 度決算
水道事業	1	1	1							1					
簡易水道事業	3				1		1	1	1				1		3
工業用水道															
交通事業	9	7	7	3	3	2	1	1				3	3	1	
電気事業												1			
ガス事業					1										
港湾整備事業	1	1	1												
病院事業	10	9	7	4	1	2	1	1	3	2	1	2	1	1	1
市場事業	3	3	4	2	1	1									
と畜場事業	1	1	1	1											
宅地造成事業	5	4	4	4	3	3	3	3	3	2	1			1	
下水道事業	4	1	3		1				2	1	2	3	1	1	4
観光施設事業	11	9	7	5	6	4	2	2	2	2	2	1	1		
その他事業	1	2	1	1	1	1	2	1	1						
計	49/7,146 会計	38/7,077 会計	36/6,956 会計	20/6,806 会計	18/6,872 会計	13/6,823 会計	10/6,796 会計	9/6,687 会計	12/6,525 会計	8/6,427 会計	6/6,285 会計	10/5,980 会計	7/5,917 会計	4/5,849 会計	8/5,743 会計

※資金不足比率:公営企業の資金不足額を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すもの

※資金不足比率の経営健全化基準は20%

※令和5年度決算で資金不足比率が経営健全化基準以上となった8会計のうち、新規に経営健全化基準以上となったのは7会計であり、いずれも令和6年度から公営企業会計へ移行した会計

2. 地方公営企業の現状と課題

公営企業の役割

- 公共団体は、一般的な行政活動のほか、水の供給や公共輸送の確保、医療の提供、下水の処理など地域住民の生活や地域の発展に不可欠なサービスを提供する様々な事業活動を行っている。
- こうした事業を行うために地方公共団体が経営する企業活動を総称して「公営企業」と呼び、サービスの生産提供に要する経費は、対価として受益者から受け取る料金収入により賄うことを原則とした、自立的な生産経済活動を行う。

主な公営企業の事業全体に占める割合

事業	指標	全事業	左記にしめる 地方公営企業の 割合	地方公営企業の 事業数
水道	現在給水人口	1億2,294万人	99.6%	1,757
工業用水道	年間総配水量	40億00百万m ³	99.9%	150
鉄軌道	年間輸送人員	226億14百万人	10.6%	14
自動車運送	年間輸送人員	40億15百万人	19.3%	23
電気	年間発電電力量	8,242億23百万kWh	0.8%	96
ガス	年間ガス販売量	1兆5,907億47百万MJ	1.3%	19
病院	病床数	1,481千床	13.6%	681
下水道	汚水処理人口	1億1,614万人	90.4%	3,595

※水道事業及び工業用水道における全事業の現在給水人口及び左記に占める地方公営企業の割合については令和4年度、それ以外については令和5年度の数値である。

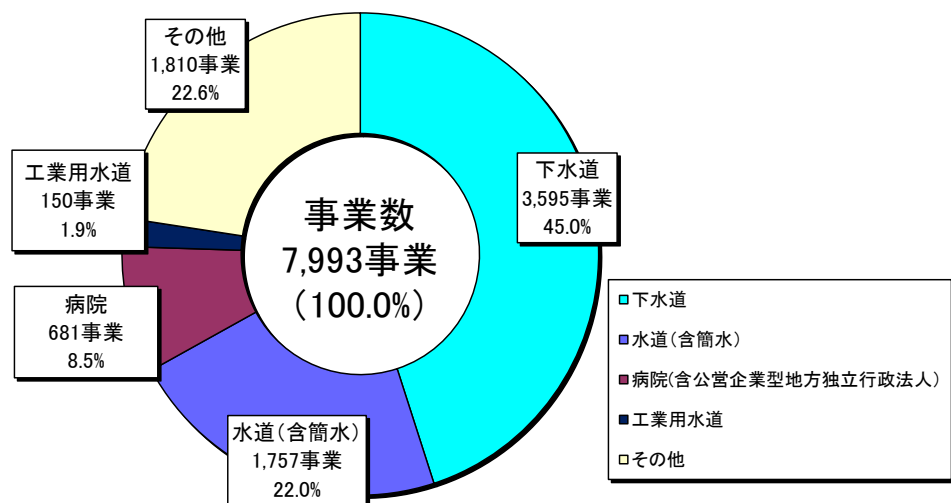
※上記のほか、船舶、港湾整備、市場、と畜場、観光施設、宅地造成、有料道路、駐車場、介護サービスなどの事業がある。

地方公営企業等の事業数(令和5年度決算)

事業数は、令和5年度末現在7,993事業で、前年度末に比べ62事業、0.8%減少している。

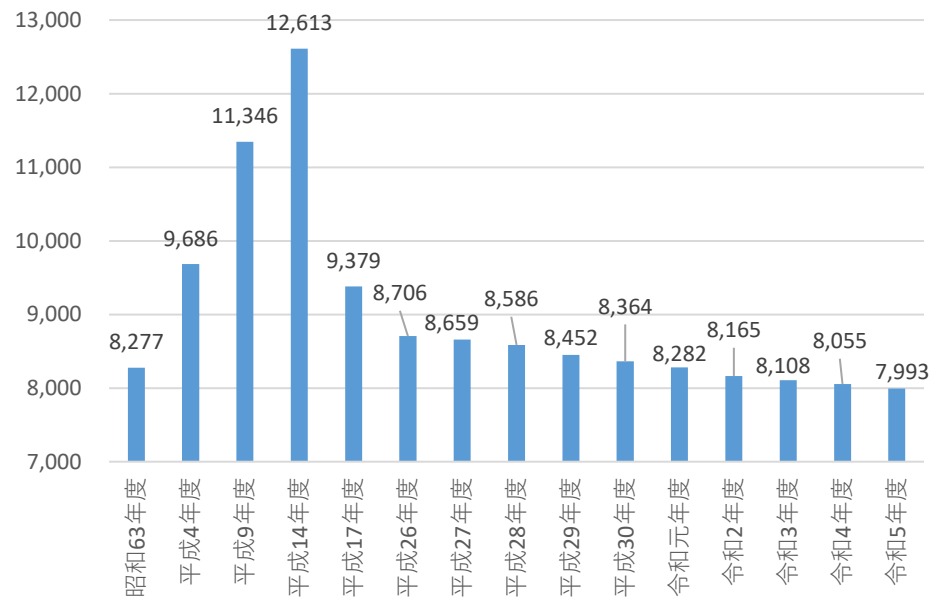
事業別にみると、下水道事業が最も多く、次いで水道事業、病院事業となっている。

地方公営企業等の事業数の状況（令和5年度末）



地方公営企業等の事業数の推移

(事業数)



※平成26年度から公営企業型地方独立行政法人を含む。

地方公営企業等の現状(1)

- 平成31年1月25日付け総務大臣通知等により、公営企業会計の適用拡大に向けた取組を推進したため、令和5年度の法適用事業は令和元年度と比較して、1,315事業(+34.8%)増加した。
- 令和5年度の総収益は約14.1兆円で令和元年度と比較して9.6%増加し、総費用は約13.7兆円で令和元年度と比較して11.9%増加している。経常収支は黒字になっているものの、本業での収益力を表す営業収支比率の向上が課題となっている。

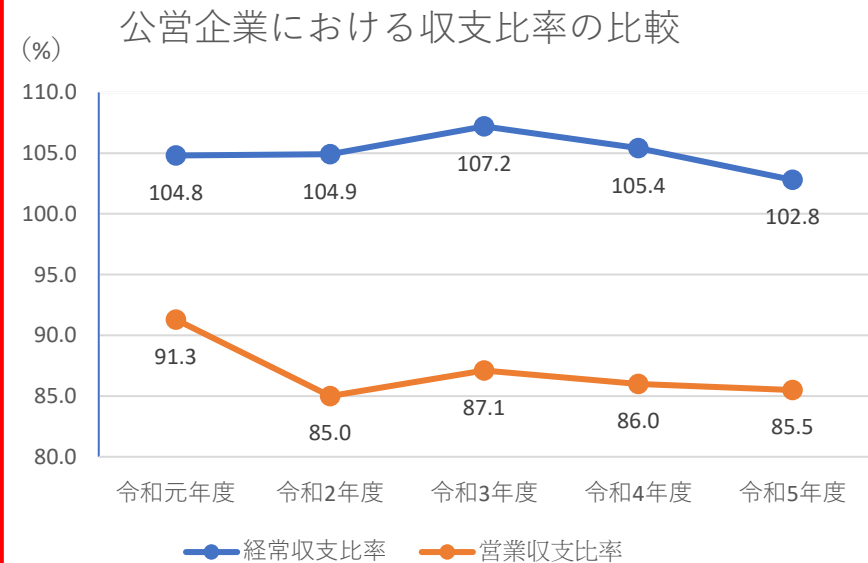
年度ごとに業績比較

＜業績推移＞

単位: 億円

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象事業数	3,782	4,662	4,683	4,760	5,097
総収益	128,762	137,405	140,984	142,728	141,153
営業収益	104,018	103,114	106,714	108,977	110,642
料金収入	91,455	88,140	91,067	92,797	95,243
その他	12,563	14,973	15,647	16,181	15,398
営業外収益	23,494	32,656	32,839	32,250	29,554
繰入金	8,920	10,959	10,330	10,279	10,511
補助金	258	4,146	4,938	4,457	1,428
その他	14,316	17,551	17,571	17,515	17,615
特別利益	1,250	1,635	1,431	1,501	957
総費用	122,704	131,030	131,512	135,351	137,366
営業費用	113,912	121,303	122,566	126,724	129,351
減価償却費	34,322	39,387	39,355	39,456	40,003
その他	79,590	81,916	83,211	87,267	89,348
営業外費用	7,729	8,106	7,568	7,286	7,082
支払利息	5,165	5,259	4,683	4,190	3,872
その他	2,564	2,847	2,885	3,096	3,210
特別損失	1,063	1,621	1,378	1,342	934
純損益	6,058	6,375	9,471	7,377	3,787
経常収支比率	104.8	104.9	107.2	105.4	102.8
経常収益	127,512	135,770	139,552	141,228	140,196
経常費用	121,641	129,409	130,134	134,009	136,432
営業収支比率	91.3	85.0	87.1	86.0	85.5

※病院事業: 公営企業型独立行政法人が運営する病院事業を含む。



地方公営企業等の現状(2)

- 新型コロナウイルス感染症の流行による経営への影響は事業ごとに大きく異なる。
- 交通事業は、令和元年度と比較して、**料金収入が287億円(△5.3%)減少しており、コロナ前の水準まで回復していない。**
- 病院事業は、令和元年度と比較して、**営業費用が4,890億円(+9.8%)増加し、純損益が赤字**となった。

事業ごとに業績比較

単位: 億円

対象事業数	令和元年度の事業別状況					令和5年度の事業別状況				
	水道	交通	電気	病院	その他	水道	交通	電気	病院	その他
	1,374	46	28	683	1,651	1,468	46	30	681	2,872
総収益	32,093	6,587	930	52,070	37,082	32,136	6,404	1,109	56,236	45,268
営業収益	28,068	5,801	885	45,526	23,737	27,779	5,512	1,059	49,109	27,182
料金収入	26,693	5,391	856	41,773	16,743	26,242	5,104	1,028	44,332	18,537
その他	1,375	411	29	3,754	6,994	1,537	408	31	4,777	8,645
営業外収益	3,857	776	39	6,187	12,636	4,251	872	35	6,728	17,667
繰入金	504	330	2	3,978	4,106	651	403	1	3,706	5,750
補助金	32	6	0	193	26	255	27	0	959	187
その他	3,321	440	37	2,015	8,503	3,344	443	34	2,063	11,730
特別利益	168	10	6	357	709	106	19	15	399	418
総費用	28,752	5,949	773	53,054	34,177	29,710	5,881	795	58,291	42,689
営業費用	27,053	5,531	684	50,056	30,587	28,534	5,616	741	54,946	39,513
減価償却費	10,710	1,645	198	3,988	17,781	11,068	1,710	213	4,083	22,930
その他	16,344	3,886	486	46,068	12,806	17,466	3,907	529	50,863	16,583
営業外費用	1,427	390	26	2,637	3,250	1,053	257	24	2,989	2,759
支払利息	1,278	341	11	572	2,964	876	203	5	390	2,398
その他	149	49	15	2,065	286	177	54	19	2,600	360
特別損失	272	27	63	361	341	123	8	30	356	417
純損益	3,342	638	157	△984	2,905	2,426	523	314	△2,055	2,579

※病院事業: 公営企業型独立行政法人が運営する病院事業を含む。

公営企業における課題と対策

- 現時点においては、公営企業の多くが黒字事業※であるが、今後、①人口減少に伴う料金収入の減少、②更新費の増大、③人材不足により、経営環境が厳しくなる見込み。

※令和5年度決算では、黒字事業は全体の82.6%

- 現在の経営形態を前提とした取組だけでは、将来にわたる住民サービスを確保することが困難となることが懸念される。
- 今後も、(1)経営戦略の策定・改定、(2)見える化（公営企業会計の適用）、(3)抜本的な改革等に取り組み、将来にわたり持続可能な経営を確保することが重要である。

課題

① 人口減少に伴う料金収入の減少

- 急激な人口減少等に伴い、サービス需要が大幅に減少するおそれ

② 更新費の増大

- 施設の老朽化に伴う更新需要が増大

③ 人材不足（技術職員、医師・看護師等）

- 職員数が減少する中、人材の確保・育成が必要

対策

(1) 経営戦略の策定・改定

- 中長期の人口減少の推計等を踏まえ、ストックマネジメントや将来需要予測を反映させながら、投資・財政計画を策定
- 経営戦略に基づく計画的かつ合理的な経営を行うことにより、経営基盤を強化し、財政マネジメントを向上
- 各公営企業において令和7年度までに見直しを行う

(2) 見える化（公営企業会計の適用）

- 複式簿記による経理を行うことで、経営・資産の状況の「見える化」を推進
- 経営指標の経年分析や他の地方公共団体との比較を通じて、経営の現状及び課題を分析

(3) 抜本的な改革等

- 公営企業が行っている事業の意義、経営形態等を検証し、今後の方向性について検討
- 具体的な検討の方向としては、事業廃止、民営化、地独法化、広域化等、民間活用、DX・GXなどが考えられる

※ 各公営企業における上記(1)～(3)の取組を推進するため、経営・財務マネジメント強化事業による支援を実施(R3～)

3. 地方公営企業の更なる経営改革の取組

公営企業の更なる経営改革の推進について

公営企業の現状及びこれからの課題

- 急激な人口減少等に伴い、サービス需要が大幅に減少するおそれ
- 施設の老朽化に伴う更新需要の増大
- 職員数が減少する中、人材の確保・育成が必要
- 特に中小の公営企業では、現在の経営形態を前提とした経営改革の取組だけでは、将来にわたる住民サービスを確保することが困難となることが懸念



さらに厳しい経営環境

更なる経営改革の推進

経営戦略の策定・改定

- 経営戦略に基づく計画的かつ合理的な経営を行うことにより、経営基盤を強化し、財政マネジメントを向上
- 中長期の人口減少の推計等を踏まえた、ストックマネジメントの成果や将来需要予測を反映させながら、投資・財政計画を策定
- 経営の広域化や人材確保等の取組についても必要な検討を行い、取組方針を記載
- 各公営企業において、施設の老朽化を踏まえた将来における所要の更新費用の的確な反映等を盛り込み令和7年度までに改定を行う

資産管理
(老朽化状況の把握等)

反映

投資試算

財源試算

(計画期間内に収支ギャップを解消する)

投資・財政計画(基本10年以上)の策定

経営の広域化等・
民間活用

人材確保、
組織体制の整備

新技術、ICTの
活用

相互に反映

抜本的な改革の検討

- 公営企業が行っている事業の意義、経営形態等を検証し、今後の方向性について検討

①事業そのものの必要性・
公営で行う必要性

事業廃止

②事業としての持続可能性

民営化・民間譲渡

③経営形態
(事業規模・範囲・担い手)

経営の広域化等(※)

民間活用

※ 広域化等とは、事業統合をはじめ施設の共同化・管理の共同化などの広域的な連携、下水道事業における最適化などを含む概念

公営企業の「見える化」

- 複式簿記による経理を行うことで、経営・資産の状況の「見える化」を推進
 - 将来にわたり持続可能なストックマネジメントの推進や、適切な原価計算に基づく料金水準の設定が可能
 - 経営の広域化等や民間活用といった抜本的な改革の取組にも寄与
- 経営指標の経年分析や他の地方公共団体との比較を通じて、経営の現状及び課題を分析

公営企業会計の適用拡大

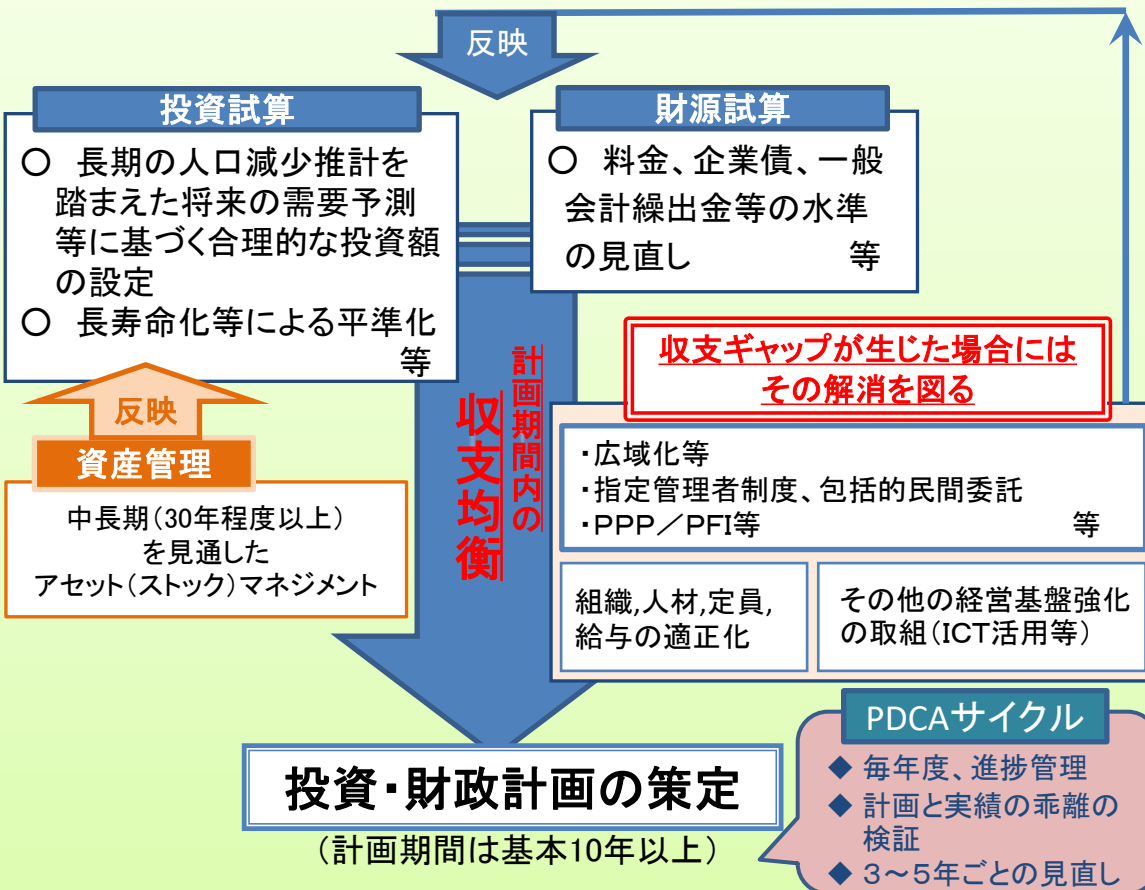
経営比較分析表の作成・公表

公営企業の「経営戦略」の策定・改定の推進について

- 各公営企業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」の策定を要請。
(平成26年8月29日付け公営企業三課室長通知)

- 令和2年度までの策定を要請。
(平成28年1月26日付け公営企業三課室長通知)
- 令和7年度までの改定を要請。
(令和3年1月22日付け公営企業三課室事務連絡、令和4年1月25日付け公営企業三課室長通知)

経営戦略 [イメージ]



- 経営基盤強化と財政マネジメントの向上のツール
- 経営健全化に向けた議論の契機とするため住民・議会に対して「公開」

経営戦略の策定・改定の推進

- 「経営戦略策定・改定ガイドライン」の策定・公表
(平成31年3月策定・公表)

ガイドラインの内容

- ・「経営戦略」の策定後も、毎年度、進捗管理や計画実績との乖離検証を行い、**3年～5年毎の改定**が必要。
- ・**収支均衡を図るため、ストックマネジメント、公営企業会計の導入、料金水準の適正化の議論などを反映し、質の向上を図るよう要請。**
- ・事業ごとの具体的な策定・改定実務の手引書となる「経営戦略策定・改定マニュアル」を作成。

策定・改定状況 (令和5年3月31日時点)

(毎年度、策定・改定状況を調査・公表)

- 策定状況:「**策定済**」の事業の割合は**96.8%**
- 改定状況:「**改定済**」又は「**令和7年度までに改定予定**」の事業の割合は**85.1%**

財政措置等

- 経営・財務マネジメント強化事業 (令和3年度から)
- 経営戦略の策定を要件としている地方財政措置 (※)
 - ・水道事業の高料金対策、水道管路耐震化事業、旧簡易水道施設 (浄水場、管路等) の建設改良事業
 - ・下水道事業の高資本費対策

※ 令和8年度からは、より質を高めるための取組 (物価上昇等を反映した経費の増加等の的確な反映など) を盛り込んだ経営戦略の改定を要件とする予定。(令和4年1月25日付け公営企業三課室長通知)

公営企業における防災対策・老朽化対策・経営の広域化等の推進

<防災対策>

- 令和6年能登半島地震の教訓を踏まえ、災害時の水の確保が極めて重要であることに鑑み、地方団体の水道事業等の防災対策を強化するため、地方財政措置を拡充。
- 更に、**上下水道の耐震化等の防災対策については、国庫補助金等も有効に活用しながら、計画的な推進に取り組むよう助言。**

（参考）令和7年度の公営企業等関係主要施策に関する留意事項について（令和7年1月24日付け公営企業三課室事務連絡）（抜粋）以下、枠内同じ。

<水道等の防災対策の推進>

上下水道事業の防災対策については、令和6年能登半島地震の被災状況や教訓を踏まえ、災害時の水の確保が極めて重要であることに鑑み、地震をはじめとする今後発生しうる災害に対する備えとして、**国庫補助金等も有効に活用しながら、上下水道の耐震化や応急給水設備の整備等の防災対策の取組を計画的に推進していただきたい。**

なお、今般の能登半島地震においては、管路や処理場の耐震化、マンホールトイレシステムやトイレカーの整備、処理場の防災拠点化など、下水道の防災対策の重要性についても認識されたところである。**国庫補助金等や下水道事業債を活用するなどして、防災対策の取組を計画的に推進していただきたい。**

さらに、現行の病院事業債（災害分）を改編の上、**災害拠点病院等における給排水管の耐震性能の確保工事及び水道事業における水道施設が被災した際の応急給水のための設備（給水車、防災用井戸及び可搬式浄水設備）の整備**（機能向上を伴わない更新・改築事業を除く。）を対象事業に追加（令和10年度まで）し、**公営企業債（防災対策事業）を創設**することとしている。

<老朽化対策>

- 上下水道事業が将来にわたり必要なサービスを安定的に提供していくため、**経営戦略を適切に策定・改定し、計画的に老朽化対策を進めるよう助言。**

<水道事業>

水道は住民生活に必要不可欠なライフラインであり、老朽化による事故等が発生した場合には、住民生活に大きな影響を与えることが懸念されるところであり、全ての地域で水道サービスが持続的かつ安定的に提供されるよう、**適切なストックマネジメントを反映させた経営戦略を策定・改定し、適切に料金改定を行い所要の財源を確保しつつ、着実な施設投資を進めることが重要**である。

<下水道事業>

今後、大量更新期には膨大な事業費が集中し、財政運営上の影響が大きくなると見込まれることから、**経営戦略やストックマネジメント計画の策定・改定を通じて計画的に点検・調査及び修繕・改築を行うなど、施設の長寿命化や事業量の平準化に努めることが重要**である。

<経営の広域化等の推進>

- 上下水道事業を取り巻く経営環境が厳しさを増す中で、上下水道事業の持続的な経営の確保が求められているため、各都道府県に対し、水道・下水道それぞれの広域化等に関する計画を策定することを要請し、全ての都道府県で策定されたところ。
- **計画に基づく経営の広域化等の取組を市町村の経営戦略に反映し、着実に進めるとともに、更なる取組を検討いただくよう助言。**

<水道事業>

各都道府県で策定された「**水道広域化推進プラン**」に基づく**広域化の取組を進めることが重要**（中略）市町村等は同プランを踏まえて広域化に係る検討を行い、これを踏まえたアセットマネジメントに取り組むとともに、検討結果を経営戦略に反映させること（中略）都道府県においては、**経営条件の変化や広域化に関する具体的な取組の進捗状況等も踏まえて、更なる広域化の取組について検討**いただき、適宜同プランの改定を行っていただきたい。

<下水道事業>

各都道府県で策定された「**広域化・共同化計画**」に基づく**広域化・共同化の取組を進めることが重要**（中略）市町村等は同計画を踏まえて広域化・共同化に係る検討を行い、検討結果を経営戦略に反映させること（中略）令和6年4月に取りまとめた「**広域化・共同化計画実施マニュアル**」も踏まえ、都道府県のリーダーシップの下で同計画に基づく広域化・共同化の取組を着実に進めるとともに、**随時点検や進捗確認を行い、更なる広域化・共同化の取組について検討**いただき、適宜同計画の改定を行っていただきたい。

「抜本的な改革」の必要性和検討プロセス

抜本的な改革の必要性

現在の経営の効率化・健全化と、将来にわたる安定的な経営の継続のため、各公営企業は、公営企業会計の適用による損益・資産の正確な把握、経営比較分析表の活用、中長期的な投資必要額と財源の具体的な推計等により、事業の現在の課題、将来の見通し・リスクを「見える化」して把握、分析、公表した上で、こうした将来推計も踏まえ、当該事業の必要性和担い手のあり方について、抜本的な改革の検討を行うことが必要である。

「抜本的な改革」の検討プロセス

①事業そのものの必要性・公営で行う必要性

- 事業の意義、提供しているサービスの必要性について、各事業の特性に応じて検証(※1)
⇒ 意義・必要性がないと判断された場合には、速やかに事業廃止等を行うべき
- 事業の継続、サービスの提供自体は必要と判断された場合でも、収支や採算性、将来性の点から、公営で行うべきかどうかを検討 ⇒ 民営化や民間譲渡について検討

(※1): 例えば、水道事業及び下水道事業は、地方公共団体の事業主体としての位置付けが法定されており、②・③を検討する。

②事業としての持続可能性

- 人口減少等に伴う料金収入の減少、施設の更新需要や老朽化の程度、制度改正による影響等の経営上の課題等を勘案し、事業としての持続可能性を検証
⇒ 持続可能性に問題があると判断された場合、事業の必要性に応じて事業廃止の検討または事業を持続可能なものとするための取組を実施

③経営形態(事業規模・範囲・担い手)

- 人口減少等に伴う料金収入の減少、施設の更新需要の増大など、公営企業をめぐる経営環境が厳しさを増す中で、現在の経営形態を前提とした経営改革だけでは、将来にわたる住民サービスを確保することが困難となる懸念
⇒ 事業統合、施設の統廃合・共同設置、施設管理の共同化、管理の一体化等の広域化等(※2)、指定管理者制度、包括的民間委託、コンセッションを含むPPP/PFI方式等の民間活用を検討

(※2): 広域化等とは、事業統合はじめ施設の共同化・管理の共同化などの広域的な連携、下水道事業における最適化などを含む概念

3つの観点から
4つの方向性を
基本として
抜本的な改革
を検討

事業廃止

民営化・
民間譲渡

広域化等
(※2)

民間活用

○ 公営企業の抜本的な改革の方向性等については、総務省が平成28年度に設置した「公営企業の経営のあり方に関する研究会」において検討を行い、平成29年3月に報告書を取りまとめている。

○ 同報告書については総務省HPにおいて公表しているため、各公営企業におかれては検討に当たって御参照されたい。

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/koeikigyoyou/index.html

公営企業の抜本的な改革の取組状況（令和5年度実績）

○各公営企業において、その事業の特性に応じた抜本的な改革の取組が進められている。
○令和5年度において、広域化等100件、事業廃止97件、包括的民間委託35件などの取組が実施されている。

事業廃止		民営化・民間譲渡		公営企業型地方 独立行政法人(※1)		広域化等(※2)		指定管理者制度		包括的民間委託		PPP/PFI	
97 件		9 件		0 件		100 件		11 件		35 件		12 件	
都道府県 ・政令市	市区町村	都道府県 ・政令市	市区町村	都道府県 ・政令市	市区町村	都道府県 ・政令市	市区町村	都道府県 ・政令市	市区町村	都道府県 ・政令市	市区町村	都道府県 ・政令市	市区町村
4 件	93 件	1 件	8 件	0 件	0 件	10 件	90 件	0 件	11 件	0 件	35 件	4 件	8 件
水道	1	水道	0	水道	0	水道	25	水道	0	水道	10	水道	3
工業用水道	0	工業用水道	0	工業用水道	0	工業用水道	1	工業用水道	0	工業用水道	1	工業用水道	0
交通	1	交通	0	交通	0	交通	0	交通	0	交通	0	交通	0
電気	1	電気	0	電気	0	電気	0	電気	0	電気	0	電気	0
ガス	0	ガス	0	ガス	0	ガス	0	ガス	0	ガス	0	ガス	0
病院	5	病院	0	病院	0	病院	3	病院	3	病院	0	病院	0
下水道	25	下水道	0			下水道	66	下水道	0	下水道	22	下水道	7
簡易水道	8	簡易水道	0			簡易水道	3	簡易水道	0	簡易水道	0	簡易水道	0
港湾整備	2	港湾整備	1			港湾整備	0	港湾整備	0	港湾整備	0	港湾整備	0
市場	1	市場	0			市場	0	市場	0	市場	1	市場	0
と畜場	0	と畜場	0			と畜場	0	と畜場	0	と畜場	0	と畜場	0
宅地造成	21	宅地造成	0			宅地造成	1	宅地造成	0	宅地造成	0	宅地造成	0
有料道路	0	有料道路	0			有料道路	0	有料道路	0	有料道路	0	有料道路	0
駐車場	2	駐車場	0			駐車場	0	駐車場	2	駐車場	0	駐車場	2
観光	12	観光	5			観光	0	観光	3	観光	1	観光	0
介護サービス	18	介護サービス	3			介護サービス	0	介護サービス	3	介護サービス	0	介護サービス	0
その他	0	その他	0			その他	1	その他	0	その他	0	その他	0

(※1) 公営企業型地方独立行政法人については、地方独立行政法人法により、その経営できる事業が定められている。

(※2) 広域化等とは、事業統合をはじめ施設の共同化・管理の共同化などの広域的な連携、下水道事業における最適化などを含む概念。

事業統合を行った場合は、統合される事業は事業廃止、統合する事業は広域化等として計上している。

(※3) 都道府県・政令市及び市区町村には、それぞれが加入する一部事務組合及び広域連合が含まれる。

(※4) 民営化・民間譲渡等、他の事業に統合せずに事業廃止となる場合は、1つの取組をそれぞれの類型に計上している。

(※5) ※4のほか、1つの事業で複数の取組を行った事例が存在する。事業数ベースでは合計255事業となる。

合計

264件

(令和4年度実績 270件) 25

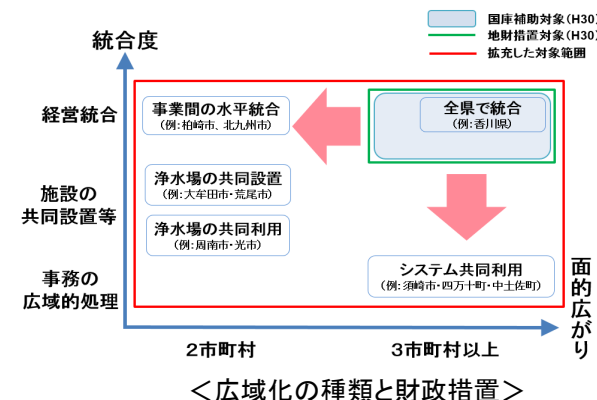
水道事業・下水道事業・病院事業における広域化等の推進について

＜広域化の目的・効果＞

- 水道事業の広域化（経営統合、施設の共同設置・共同利用、事務の広域的処理等）により、スケールメリットによる経費削減や組織体制の強化等の効果
（特に「経営統合」は、給水原価の削減や専門人材の確保など経営基盤を強化する効果が最も大きい）

＜現在の取組＞

- 都道府県に対し、R4年度までの「水道広域化推進プラン」の策定を要請。
策定支援のため、「水道広域化推進プラン策定マニュアル」を作成・公表（厚労省と連携）
- ①プランに基づく広域化に伴う施設やシステムの整備、
②都道府県が実施する広域化の推進のための調査検討経費（R5～R7）に対して地方財政措置
※R1から①の措置を拡充（措置対象の追加、交付税措置率の引上げ）

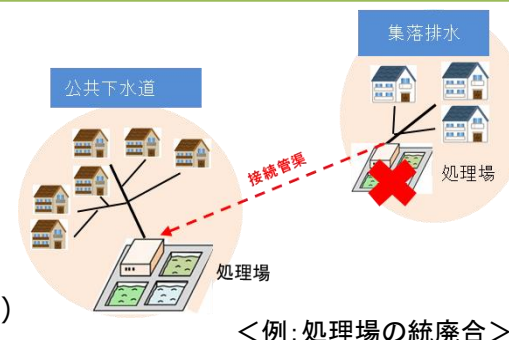


＜広域化等の目的・効果＞

- 下水道事業の広域化等（污水处理施設の統廃合、污泥処理の共同化、維持管理・事務の共同化）により、スケールメリットを活かした管理の効率化等の効果

＜現在の取組＞

- 都道府県に対し、R4年度までの「広域化・共同化計画」の策定を要請。策定支援のため、「広域化・共同化計画策定マニュアル（改訂版）」を作成・公表（農水省、国交省、環境省と連携）
- ①広域化・共同化に係る施設やシステムの整備、
②都道府県が実施する広域化の推進のための調査検討経費（R5～R7）に対して地方財政措置
※R1から①の措置を拡充（措置対象の追加、交付税措置率の引上げ）、R4から①の一部措置を拡充、R5から①の措置対象の追加



＜広域化等の目的・効果、現在の取組＞

- 病院事業の広域化等（機能分化・連携強化）により、基幹病院に急性期機能を集約し、医師・看護師等を確保するとともに、基幹病院から不採算地区病院等への医師・看護師等の派遣を強化し、地域全体の医療機能の維持等を図る
※令和4年3月に「公立病院経営強化ガイドライン」を策定し、各地方公共団体に対してR4又はR5中の「公立病院経営強化プラン」策定を要請した。
- プランに基づく機能分化・連携強化の取組に要する経費に対して通常より手厚い地方財政措置（R4から一部拡充の上、延長）

地方公営企業法適用の意義

公営企業とは: 住民生活に身近な社会資本の整備及びサービスの提供を行う主体

公営企業を取り巻く状況の変化と改革の必要性

- 著しい人口減少等による料金収入の減少
- 施設・管路等の老朽化に伴う更新需要の増大
- 国・地方を通じた厳しい財政状況



将来にわたって持続可能な経営を確保するために、
「経営の見える化」による経営基盤の強化が必要

地方公営企業法財務規定等の適用

目的

- 経営状況(損益情報・ストック情報等)の的確な把握等
⇒ 経営効率化、経営改革の推進
⇒ より適切な説明責任

公営企業会計の適用

- 発生主義・複式簿記の採用
- 経営成績(毎年度の利益・損失等フロー情報)・財政状態(資産・負債等ストック情報)の早期把握

予算・資産の弾力的運用

- 業務量の増加に応じた収入の支出への充当
- 資産の運用に係る特例(議会の議決不要)

期待される効果

将来にわたり持続可能な経営基盤の確保のために必要な情報の把握

- | | |
|---|----------------------------------|
| ➤ 持続可能なストックマネジメント等の推進 | ➤ 企業間での経営状況の比較 |
| ➤ 減価償却費や退職給付引当金等を反映した適切な原価計算に基づく料金水準の設定が可能に | ➤ 分かりやすい財務情報に基づく住民や議会によるガバナンスの向上 |
| ➤ 広域化、民間活用等の抜本改革の推進 | ➤ 職員の経営マインドの育成 |

公営企業会計の適用の更なる推進について

公営企業会計適用の必要性

- 急速な人口減少等による料金収入の減少
- 施設・管路等の老朽化に伴う更新需要の増大
- 国・地方を通じた厳しい財政状況



- 公営企業が必要な住民サービスを将来にわたり安定的に提供していくためには、中長期的な視点に基づき経営を行う必要がある
- 将来にわたり持続可能な経営を行うには、適切な原価計算に基づき料金を設定する必要があるがあり、そのためには、公営企業会計の適用により得られる情報が必須である

公営企業会計適用の取組

現状

- これまで重点的に適用を要請してきた下水道事業及び簡易水道事業について、98.4%の事業が適用済(※)
- 一方、その他の事業については、18.0%の事業が適用見込み(※)となっており、一層の取組の推進が必要

※ R6.4.1時点の取組状況

令和6年1月22日付け自治財政局長通知

- 適用が完了していない下水道事業及び簡易水道事業について、早急な適用を要請
- その他の事業について、できる限り適用を要請
(特に、資産規模が大きく、多額の更新投資を要する事業については、積極的に移行を検討)

主な支援方策

- 地方財政措置(R10年度まで)
 - ・ 公営企業会計適用債
 - ・ 都道府県が行う市町村への支援に係る地方交付税措置
- 人的支援
 - ・ 経営・財務マネジメント強化事業によるアドバイザー派遣
 - ・ 電話相談体制の構築
- 技術的支援
 - ・ マニュアル・Q&A集等

地方財政措置等の要件化

- 以下の地方財政措置等について、公営企業会計の適用を要件とする
 - ・ 下水道事業の高資本費対策 (R6年度決算に基づく算定から)
 - ・ 簡易水道事業の高料金対策 (R6年度決算に基づく算定から)
 - ・ 資本費平準化債(※)
- ※ 下水道事業及び簡易水道事業についてはR7年度から
その他の事業についてはR11年度から

- 企業会計原則の考え方を最大限取り入れている
- 企業会計の考え方と予算経理が並存している
 - ・ 3条予算(収益的収支)、4条予算(資本的収支)
- 公営企業の特性を踏まえた処理が採用
 - ・ 補助金等により取得した資産の会計処理(長期前受金)
 - ・ 退職給付引当金(簡便法、退職手当組合の取扱)
など

公営企業会計と民間企業会計の相違点

(1) 一般会計繰入金の取扱い

民間企業会計と異なり公営企業会計では、経費の負担区分を前提に、実態に即し、かつ実行可能な独立採算制がとられている。このため、多くの事業において、経費の負担区分に基づく一般会計等からの繰入金が存在。

このような公営企業会計の特性を踏まえ、例えば、企業債の償還に要する資金について一般会計等が負担することを定めている場合には、その内容及び金額を注記するなど、公営企業会計独自の取扱いがなされている。

(2) 予算制度がある

公営企業会計では、予算は単なる内部統制のためのものと異なり、議会の議決を経なければならないこととされている。公営企業会計の予算は、公営企業の特殊性を考慮して、その執行について若干の弾力性が与えられているが、その本質は拘束予算であり、また、決算においても財務諸表のほか、この予算に対する執行の実績比較表として予算決算対照表を作成しなければならないこととされている。この意味で、民間企業会計が決算中心主義といわれるのに対して、公営企業会計は、予算と決算の双方を重視する立場であるといえる。

(3) 会計処理上の相違

株式会社にあつては、資本金はほとんどが株式発行によるものですが、公営企業会計ではこれに該当するものはない。その代わり、他会計からの出資が可能。

また、税法上は、国庫補助金等により取得した資産については、いわゆる圧縮記帳が認められているが、公営企業会計では、これは認められず全額計上しなければならない。

なお、償却資産の取得又は改良に充てるための補助金等をもって償却資産を取得又は改良した場合は、当該補助金等の相当額を長期前受金勘定をもって整理しなければならないこととされている。

(4) 会社法・税法との関係

株式会社等の民間企業に対しては、会社法及び法人税法等が適用されるため、企業会計原則に基づく会計処理との間に相当の調整が必要となりますが、公営企業会計については、このような制約が特にない。

「経営比較分析表」を活用した公営企業の全面的な「見える化」の推進

「経営比較分析表」による見える化の徹底

○各公営企業が必要な住民サービスを安定的に継続していくため、これまで以上に経営指標を活用して、現状・課題等を的確に把握するとともに、議会・住民等にわかりやすく説明する必要があることから、「経営比較分析表」の策定及び公表を要請。
(平成27年11月30日付け公営企業三課室長通知)

- ・複数の経営指標を組み合わせた分析
- ・経年比較や他の地方公共団体等との比較

- ・自らの経営の現状、課題を客観的に把握
- ・現状・課題が議会・住民にも「見える化」

- ・抜本的な改革(廃止、民営化・民間譲渡、広域化)の検討
- ・「経営戦略」の策定・改定

を強力に後押し

健全性、効率性が一目でわかる経営指標の採用

○経営指標

- ① **経営の健全性**…経常収支比率、累積欠損金比率、流動比率等
- ② **経営の効率性**…料金回収率、給水原価、乗車効率等
- ③ **老朽化の状況**…有形固定資産減価償却率、管路更新率等

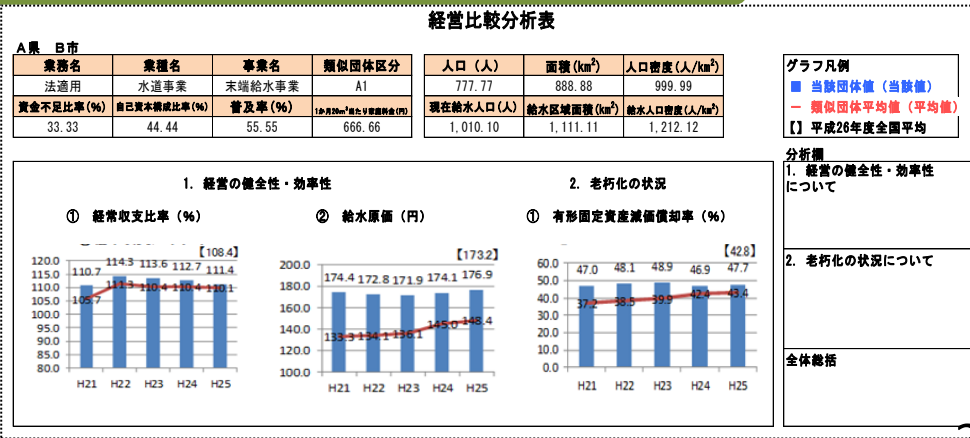
見える化のコンテンツ

- ・各公営企業の基本データ(普及率、給水人口等)
- ・経営の健全性・効率性・老朽化の状況を示す指標の**経年変化・類似団体比較**を示したグラフ・表
- ・各公営企業による**分析コメント**
- ・毎年度2月を目途に、各指標・コメント等を更新

対象事業の推移



誰もが比較検討しやすいイメージで公表



公営企業会計の適用拡大のロードマップ

H27.1月
総務大臣通知等により要請

H31.1月
総務大臣通知等により要請

R6.1月
自治財政局長通知等により要請

H27

H28

H29

H30

R元

R2

R3

R4

R5

R6

R7

R8

R9

R10

<集中取組期間>

<拡大集中取組期間>

○ 簡易水道
○ 下水道(公共・流域)
＜人口3万人以上＞

移行

新ロードマップ

期間を定めず適用推進

○ 簡易水道
○ 下水道(公共・流域)
＜人口3万人未満＞

できる限り移行

移行

移行

○ 下水道(集排・浄化槽)

〔適用が完了していない下水道事業及び簡易水道事業について早急な適用を要請〕

○ その他の事業

団体の実情に応じて移行

できる限り移行

できる限り移行

〔特に、資産規模が大きく、多額の更新投資を要する事業については、積極的に移行検討〕

ロードマップ

公営企業会計適用の取組状況(R6.4.1時点)

- ロードマップに基づき令和元年度までに公営企業会計を適用する人口3万人以上の簡易水道事業と公共下水道事業及び流域下水道事業は、全事業が「適用済」となっている。
- 新ロードマップに基づき令和5年度までに公営企業会計を適用する人口3万人未満の簡易水道事業は98.3%、下水道事業は99.4%、人口3万人以上のその他下水道事業は98.6%が「適用済又は適用に取組中」となっている。

下記の取組状況調査結果は、総務省HPIにおいて公表。（URL：https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouei_kaikei.html）

○ 新ロードマップの対象事業

(単位 事業)

	人口3万人未満						人口3万人以上					
	簡易水道事業				下水道事業		その他下水道事業					
	R5.4.1時点		R6.4.1時点		R5.4.1時点		R6.4.1時点		R5.4.1時点		R6.4.1時点	
① 適用済又は適用に取組中	418	(97.9%)	401	(98.3%)	1,600	(99.1%)	1,599	(99.4%)	711	(96.9%)	718	(98.6%)
② 検 討 中	7	(1.6%)	6	(1.5%)	10	(0.6%)	4	(0.2%)	19	(2.6%)	6	(0.8%)
③ 検 討 未 着 手	2	(0.5%)	1	(0.2%)	4	(0.2%)	6	(0.4%)	4	(0.5%)	4	(0.5%)
合 計	427	(100.0%)	408	(100.0%)	1,614	(100.0%)	1,609	(100.0%)	734	(100.0%)	728	(100.0%)

(参考) すべての簡易水道・下水道事業

(単位 事業)

	簡易水道事業				下水道事業			
	R5.4.1時点		R6.4.1時点		R5.4.1時点		R6.4.1時点	
① 適用済又は適用に取組中	535	(98.3%)	512	(98.7%)	3,466	(98.9%)	3,474	(99.4%)
② 検討中	7	(1.3%)	6	(1.2%)	29	(0.8%)	10	(0.3%)
③ 検討未着手	2	(0.4%)	1	(0.2%)	8	(0.2%)	10	(0.3%)
合計	544	(100.0%)	519	(100.0%)	3,503	(100.0%)	3,494	(100.0%)

取組の更なる推進に向けて、簡易水道事業における高料金対策及び下水道事業における高資本費対策に係る地方財政措置について、

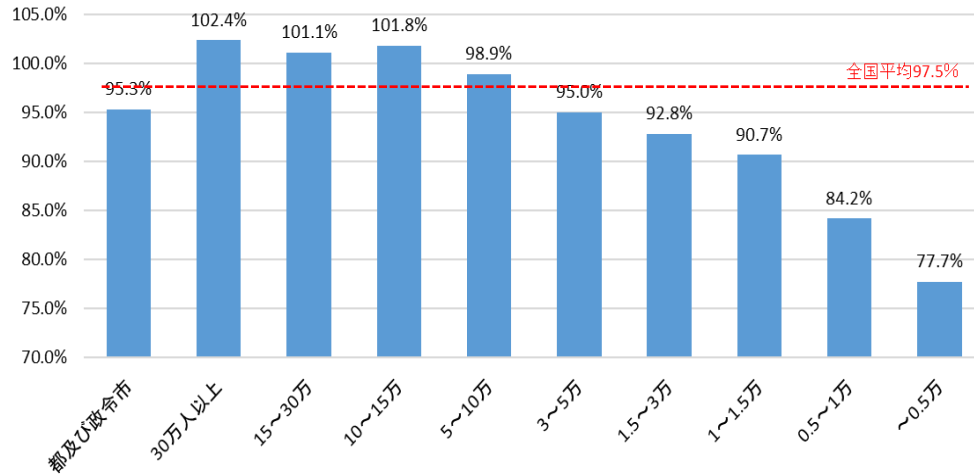
- ・ロードマップに基づき令和元年度までに公営企業会計の適用を要請してきた事業は、令和3年度から公営企業会計の適用を要件化
- ・新ロードマップに基づき令和5年度までに公営企業会計の適用を要請している事業は、令和6年度決算に基づく算定から公営企業会計の適用を要件に加えることとしている。

4. 水道事業の現状と課題

水道事業の現状と課題(1)

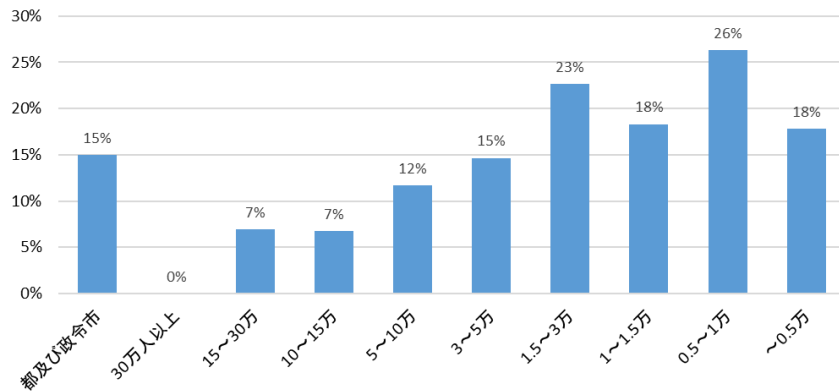
- 給水人口が少ないほど、料金回収率が低くなる傾向にあり、赤字団体の割合も、給水人口が少ない団体に多い傾向がある。
- 投資額の減少とともに、管路更新率も低下しており、耐用年数を超えた管路が増加している。
- 今後、これまで整備された施設が大量に更新時期を迎える。

上水道事業における給水人口別の料金回収率



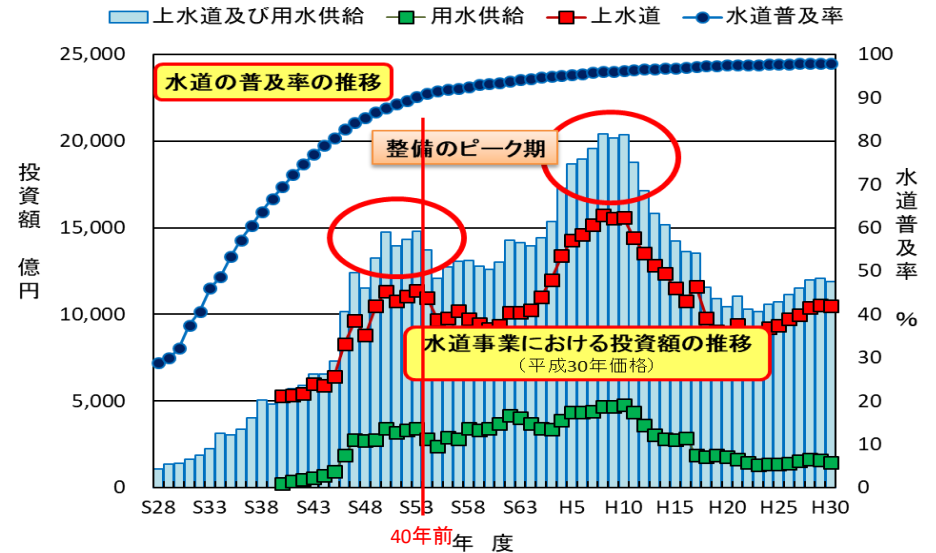
令和5年度地方公営企業決算状況調査より

上水道事業における給水人口別団体に占める赤字団体の割合

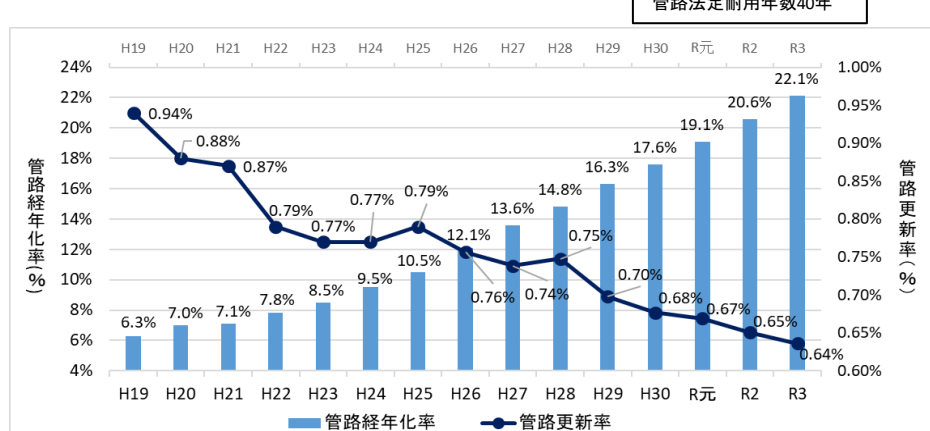


令和5年度地方公営企業決算状況調査より

【水道への投資額の推移】



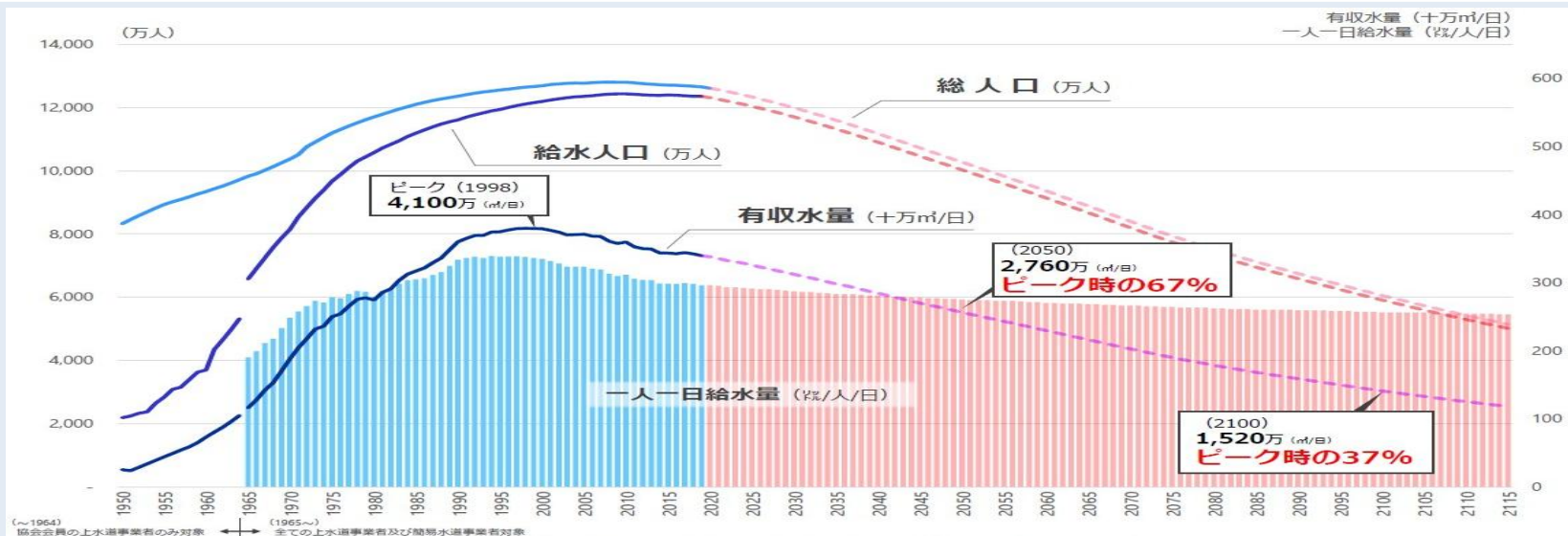
【管路経年化率及び管路更新率の現状】



出典: 日本水道協会 水道統計

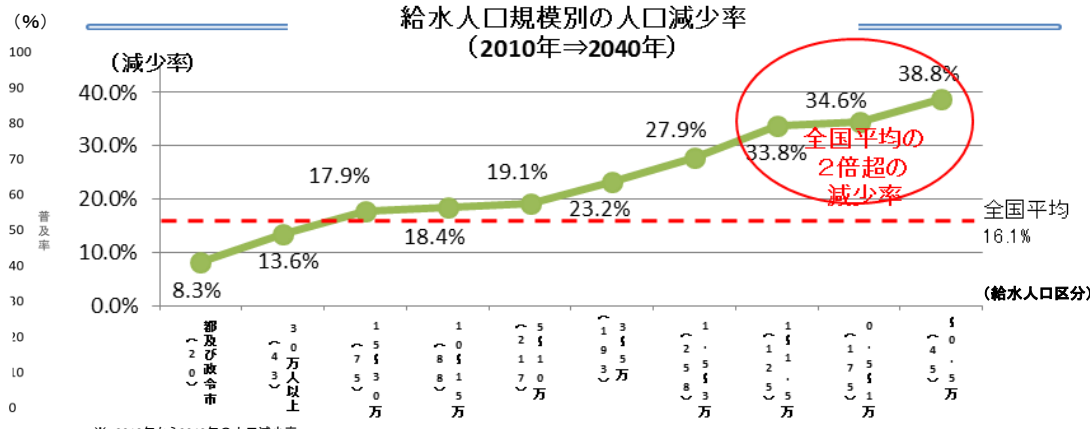
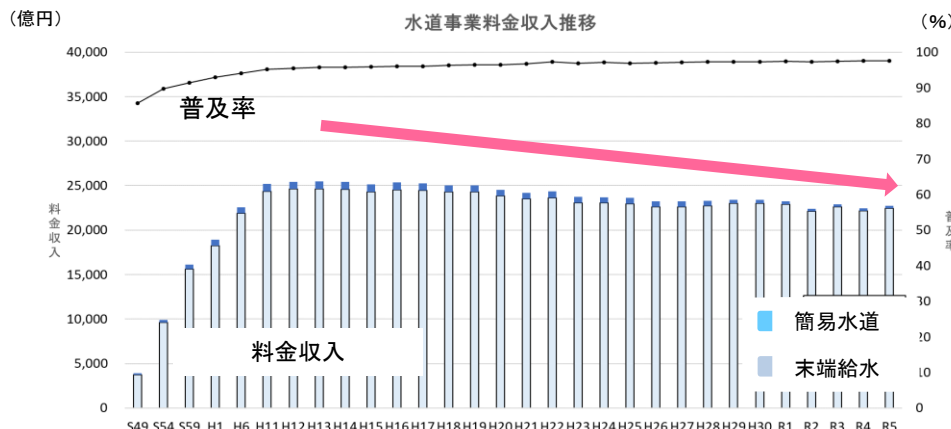
水道事業の現状と課題(2)

- 急速な人口減少等により、有収水量は、2050年にはピーク時の67%、2100年にはピーク時の37%程度まで減少する見通し。
- これに伴い、すでに減少局面にある料金収入は、さらに減少圧迫を受け、経営環境が厳しくなるが、給水人口規模の小さい団体ほど、その影響は大きい。



【実績値（～2019）】水道統計（日本水道協会） 給水人口・有収水量は、上水道及び簡易水道を合わせたものである。一人一日給水量＝有収水量÷給水人口
 【推計方法】
 ①給水人口：日本の将来推計人口（平成29年推計）に、上水道及び簡易水道の普及率（R1実績97.6%）を乗じて算出した。
 ②有収水量：家庭用と家庭用以外に分類して推計した。家庭用有収水量＝家庭用原単位×給水人口
 家庭用以外有収水量は、今後の景気の動向や地下水利用専用水道等の動向を把握することが困難であるため、家庭用有収水量の比率（0.310）で設定した。
 ③一人一日給水量：一人一日給水量＝有収水量÷給水人口

※ 厚生労働省作成資料を一部加工



※ 2010年から2040年の人口減少率
 ※ 減少率は各給水人口区分内の団体の単純平均
 ※ 福島県及び一部の末端事業者の推計人口のデータがないため、上水道末端事業者数と一致しない

出典：地方公営企業決算状況調査

総務省「上下水道の経営基盤強化に関する研究会」について

1. 開催趣旨

- 人口減少等による料金収入の減少や、施設・管路等の老朽化に伴う更新投資の増大、令和6年能登半島地震を踏まえた災害への備えの必要性の増大など、上下水道事業を取り巻く経営環境は厳しさを増している。
- こうした中で、将来にわたって上下水道の住民サービスを持続可能なものとするため、各事業の実情を踏まえ、経営基盤の強化に資する取組等を推進する必要がある。
- このため、総務省自治財政局として、学識経験者や実務経験者、地方自治体職員等により構成する研究会を開催し、上下水道事業をめぐる諸課題について意見を伺うことにより、経営基盤の強化に資する取組など、上下水道事業の持続可能な経営を確保するための方策等について検討を行うため、研究会を開催する。

2. 検討事項

- 能登半島地震における上下水道施設の被災状況や対応を踏まえた上下水道事業の地震対策等のあり方
- 将来にわたって安定的にサービスを提供するための上下水道事業の経営等のあり方

3. スケジュール

- 令和6年9月19日に第1回を開催。
- 令和6年10月15日に第2回を開催。
- 令和6年11月22日に第3回を開催。
- 令和7年2月14日に第4回を開催。
- 令和7年3月21日に第5回を開催。

4. 構成員

氏 名	所 属
石井 晴夫（座長）	東洋大学名誉教授
浦上 拓也（座長代理）	近畿大学経営学部教授
宇野 二郎	北海道大学公共政策大学院教授
金崎 健太郎	武庫川女子大学経営学部教授
齊藤 由里恵	中京大学経済学部准教授
塩津 ゆりか	京都産業大学経済学部教授
辻 琢也	一橋大学法学部教授
村木 美貴	千葉大学工学部教授
遠藤 誠作	元福島県三春町企業局長、マネ強アドバイザー
菊池 明敏	元岩手中部水道企業団局長、マネ強アドバイザー
小室 将雄	有限責任監査法人トーマツパートナー
望月 美穂	日本経済研究所公共デザイン本部副本部長
石田 直美	日本総合研究所執行役員

※このほか、都道府県及び市町村それぞれから複数団体が参加。関係省庁はオブザーバーとして参加。

水道等の防災対策の推進

- 令和6年能登半島地震の教訓を踏まえ、災害時の水の確保が極めて重要であることに鑑み、地方団体の水道事業等の防災対策を強化するため、地方財政措置を拡充

1. 水道管路耐震化事業に係る地方財政措置の拡充

【事業期間】 令和10年度まで

【対象経費】 水道管路の耐震化事業のうち、通常事業費を超えて実施する事業（上積事業費）

【地方財政措置】 対象経費のうち一定割合※1を一般会計出資債の対象とし、元利償還金の50%を普通交付税措置

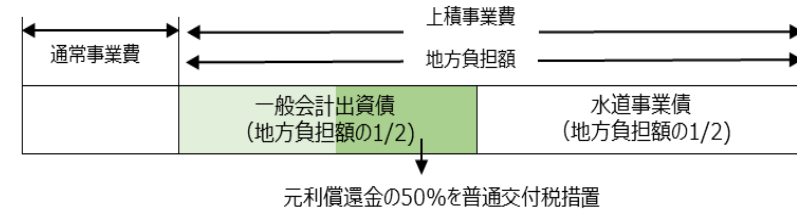
※1 経営条件が厳しいこと等の要件を満たす団体は1/2（特別対策分）
それ以外の団体は1/4（一般対策分）

【拡充内容】

- ①上積事業費の算出方法を、管路更新率を基準とする方法から、事業費を基準とする方法に見直し※2
- ②特別対策分の対象要件を、家庭用料金及び資本費が全国平均以上の団体に見直し※2（要件を緩和）
- ③一般対策分の対象団体に用水供給事業者を追加

※2 ①、②については、令和7年度に限り、令和6年度の基準及び要件を併用

＜地方財政措置（特別対策分）＞



（耐震管の敷設工事）



（給水車）

2. 公営企業債（防災対策事業）の創設～発災後の水の確保等への備え～

現行の病院事業債（災害分）を改編のうえ、以下①②の事業を追加（令和10年度まで）し、「公営企業債（防災対策事業）」を創設

- ①病院事業：災害拠点病院等における給排水管の耐震性能の確保工事
- ②水道事業：水道施設が被災した際の応急給水のための設備（給水車、防災用井戸、可搬式浄水設備）の整備※3

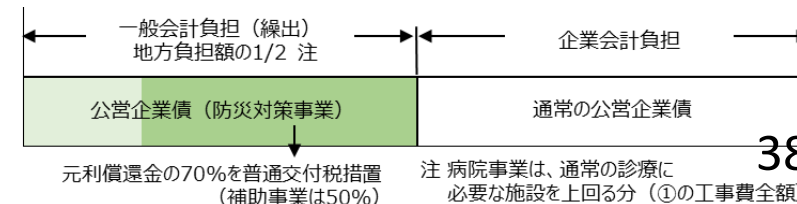
※3 機能向上を伴わない更新・改築事業を除く

【地方財政措置】

元利償還金の70%※4を普通交付税措置

※4 国庫補助事業にあつては50%

＜地方財政措置＞



注 病院事業は、通常の診療に必要な施設を上回る分（①の工事費全額）

水道事業における広域化の推進について

<広域化の推進の背景・効果>

- 人口減少等に伴う料金収入の減少、施設等の老朽化に伴う更新需要の増大等、水道事業を取り巻く経営環境が厳しさを増す中で、水道事業の持続的な経営の確保が求められている。
- 複数の市町村が区域を越え、連携又は一体的に事業に取り組む広域化については、スケールメリットによる経費削減や組織体制の強化等の幅広い効果が期待できるため、積極的に推進
- 広域化の中でも、経営統合は、経営主体が単一となり、施設の統廃合や人員、財源等の経営資源を一元的に管理するため、給水原価の削減、専門人材の確保等、経営基盤を強化する効果。一方、地理的要因等により経営統合の実現が困難な地域においても、施設の共同設置や共同利用等により、更新費用や維持管理費用の削減等の効果

<「水道広域化推進プラン」の策定>（厚労省と連携）

- 平成31年1月に、「水道広域化推進プラン」の策定について」を発出し、各都道府県に対し、令和4年度までに「水道広域化推進プラン」を策定することを要請
- 平成31年3月に、策定支援のため「水道広域化推進プラン策定マニュアル」を作成・公表
- 令和2年12月に、庁内外における連携体制の構築やシステム標準化・共同化を含むデジタル化推進の検討等、策定に当たっての留意事項を記載した事務連絡を発出
- 令和3年5月に、都道府県の強力なリーダーシップの下で令和4年度までに計画を策定するよう改めて要請する等の事務連絡を発出し、全ての都道府県で策定済み。

<地方財政措置>

- 広域化に伴い必要となる施設整備やシステム共同化等に要する経費について、1/2を一般会計出資債の対象とし、その元利償還金の60%を普通交付税措置（令和元年度から単独事業を対象に追加するとともに、交付税措置率を50%→60%に拡充）

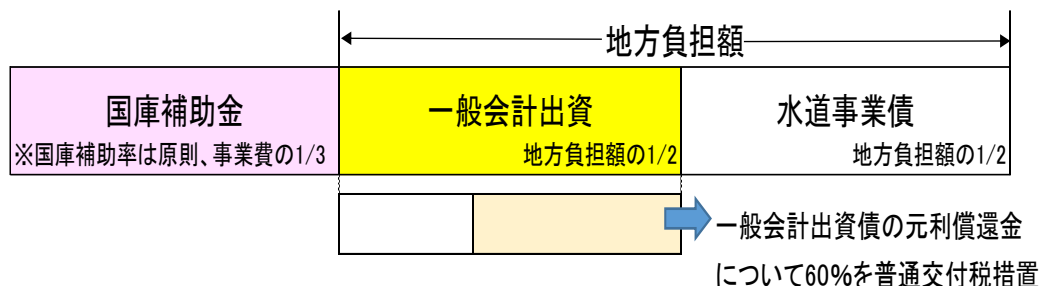
- 計画策定後、都道府県のリーダーシップの下で計画に基づく広域化の取組を着実に進めるとともに、計画の充実を図っていただきたい。取組を後押しするため、都道府県が実施する広域化の推進のための調査検討に要する経費について、普通交付税措置を講じる（R5～R7）。
- 広域化に伴い必要となる施設整備やシステム共同化等に要する経費には、引き続き地方財政措置を講じる。

水道広域化に関する事業に係る地方財政措置【上水】

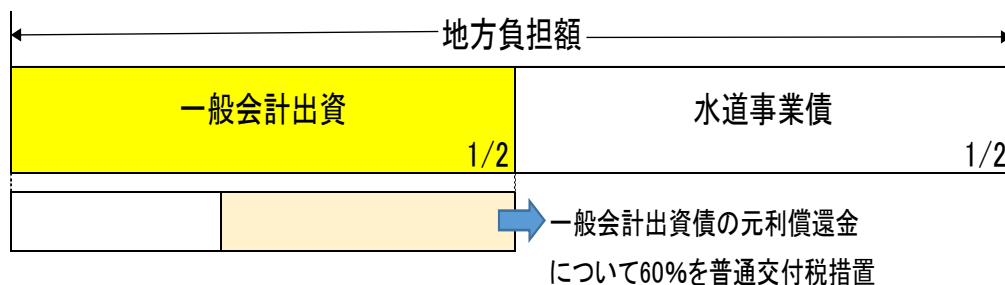
【地方財政措置の概要】＜国庫補助対象事業及び地方単独事業が対象＞

多様な広域化を推進するため、国庫補助対象事業及び都道府県の策定する「水道広域化推進プラン」に基づき実施される連絡管等の整備、集中監視施設の整備、統合浄水場等の整備及びシステムの統合等、広域化に伴い必要となる地方単独事業に要する経費の一部に対して地方財政措置を講ずるもの。

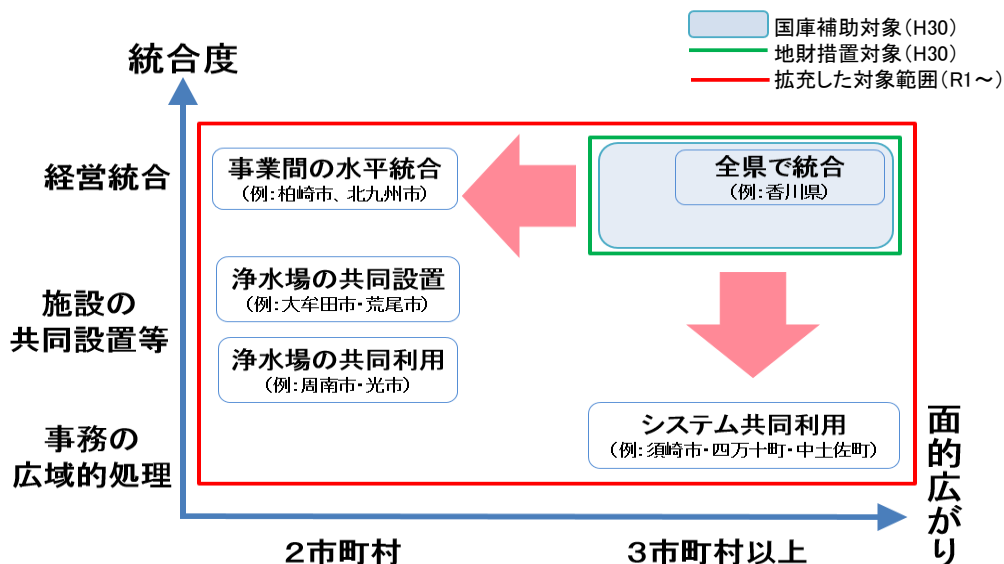
（国庫補助対象事業）



（地方単独事業）



（地方財政措置の対象となる広域化のイメージ図）



広域連携の推進

(出典)厚生労働省資料

小規模で経営基盤が脆弱な事業者が多いことから、施設や経営の効率化・基盤強化を図る広域連携の推進が重要である。料金収入の安定化やサービス水準等の格差是正、人材・資金・施設の経営資源の効率的な活用、災害・事故等の緊急時対応力強化等の大きな効果が期待される。

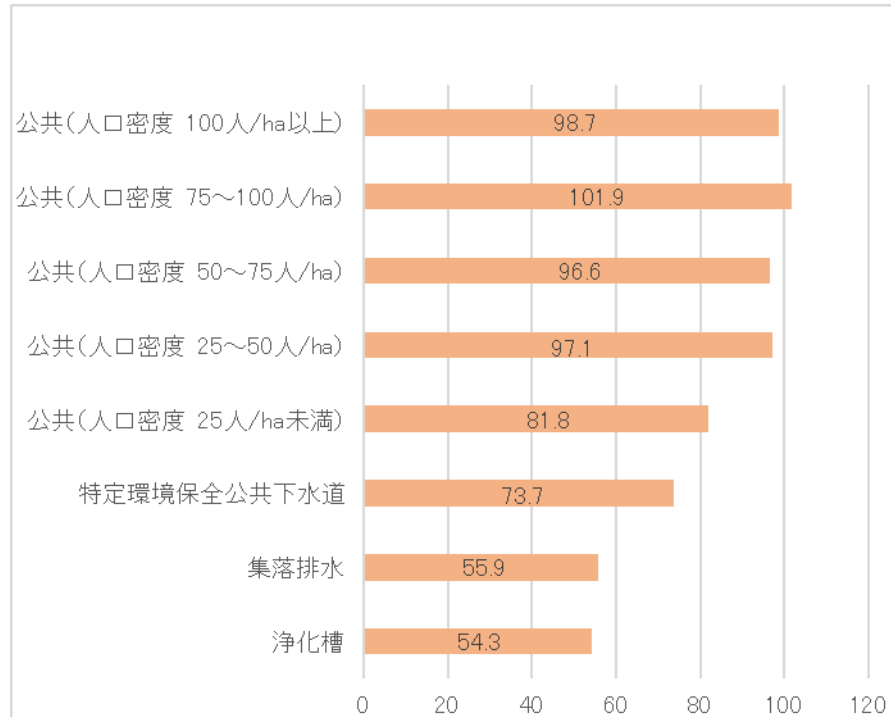
広域連携の形態		内容	事例
事業統合		・ <u>経営主体も事業も一つに統合された形態</u> (水道法の事業認可、組織、料金体系、管理が一体化されている)	香川県広域水道企業団 (香川県及び県下8市8町の水道事業を統合：H30.4～)
経営の一体化		・ <u>経営主体は同一だが、水道法の認可上、事業は別形態</u> (組織、管理が一体化されている。事業認可及び料金体系は異なる)	大阪広域水道企業団 (大阪広域水道企業団が9市町村の水道事業を経営：H29.4～順次拡大)
業務の共同化	管理の一体化	・ <u>維持管理の共同実施・共同委託</u>(水質検査や施設管理等) ・ <u>総務系事務の共同実施、共同委託</u>	神奈川県内5水道事業者 (神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市、神奈川県内広域水道企業団の水源水質検査業務を一元化：H27.4～)
	施設の共同化	・ <u>水道施設の共同設置・共用</u> (取水場、浄水場、水質試験センターなど) ・ 緊急時連絡管の接続	熊本県荒尾市と福岡県大牟田市 (共同で浄水場を建設：H24.4～)
その他		・ 災害時の相互応援体制の整備、資材の共同整備等	多数

5. 下水道事業の現状と課題

下水道事業の経費回収率と老朽化の状況

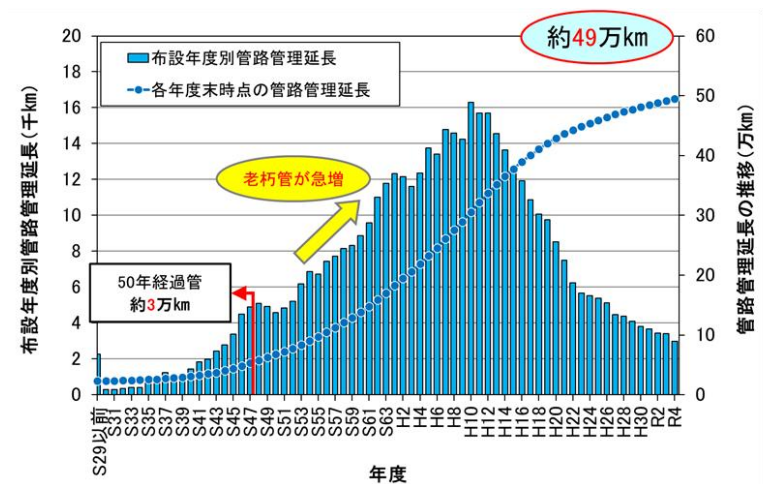
- 処理区域内人口密度の低い公共下水道や集落排水、浄化槽の事業で、必要な汚水処理費用を使用料収入で賄っている割合を示す経費回収率が低い傾向がある。
- 今後、処理場、管路施設などのこれまで整備された施設が大量に更新時期を迎える。

■ 経費回収率(%) (R4年度)

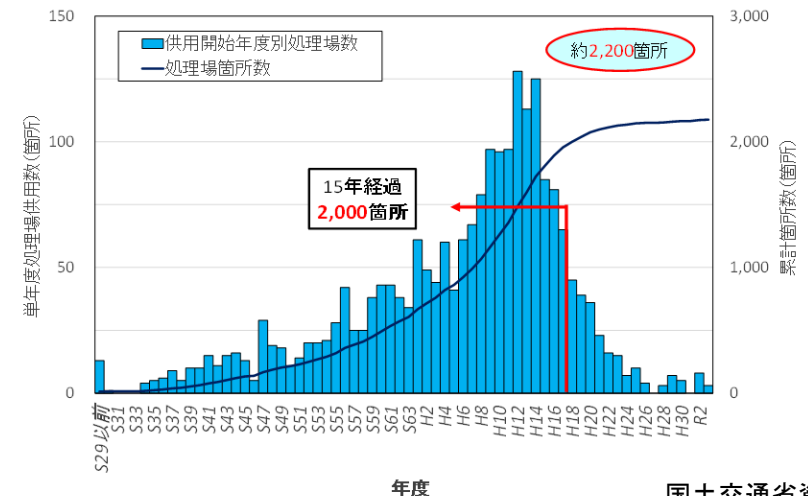


注)
 経費回収率: 使用料単価/汚水処理原価
 公共: 公共下水道
 人口密度: 処理区域内人口密度
 集落排水: 農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設及び小規模集合排水処理施設
 浄化槽: 特定地域生活排水処理施設及び個別排水処理施設

■ 管路施設の年度別管理延長(R4末現在)



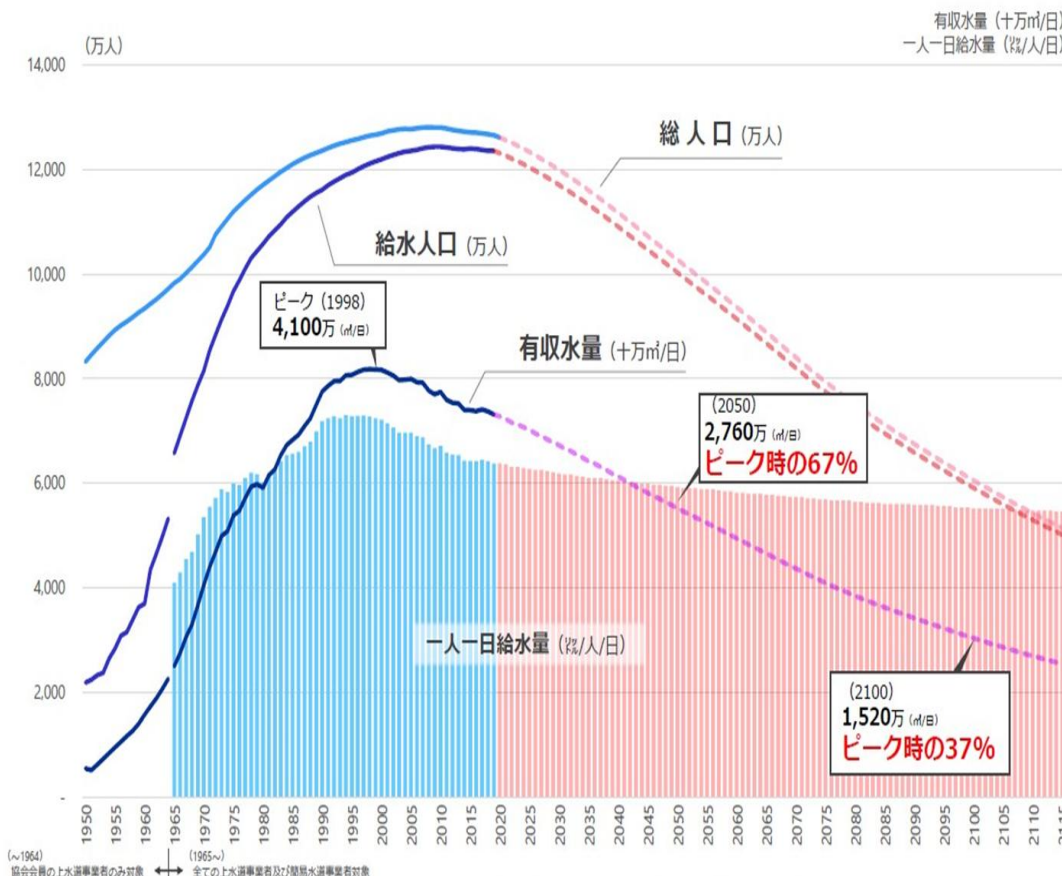
■ 処理場の年度別供用箇所数(R3末現在)



将来の需要水量(推計)

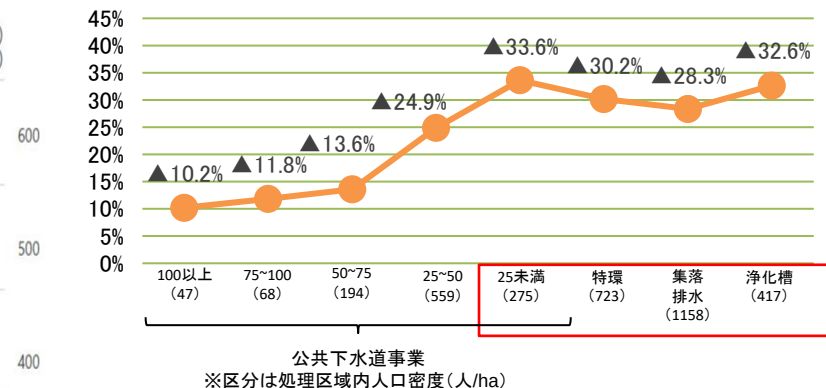
- 今後、人口減少等に伴い水道の有収水量(※)の減少が予測されており、下水道の有収水量も同様の減少傾向になると考えられる。このため、これに連動して使用料収入の減少が見込まれる。
 - 特に、小規模自治体においては、人口減少率が高く、有収水量の減少が大きいことが見込まれる。
- ※各家庭等では水道の有収水量が基本的に下水道の有収水量になるため、将来的な増減傾向は上下水道で共通すると考えられる。

■将来の有収水量(水道)



※1) 実績値 (～2019) : 水道統計より。給水人口・有収水量は、上水道及び簡易水道を合わせたものである。総人口のみ2020年まで実績値を記載。一人一日給水量＝有収水量÷給水人口。
 ※2) 総人口 (2021～2115) : 国立社会保障・人口問題研究所(平成29年推計「日本の将来推計人口(超長期推計)」)より、厚労省水道課事務所に2020実績人口に差し引き補正。出生率・死亡率ともに中位を採用。
 ※3) 給水人口 (2020～2115) : 最新の2019年度普及率 (97.6%) が今後も継続するものとして、総人口に乗じて算出している。
 ※4) 有収水量 (2020～2115) : 家庭用と家庭用以外に分類。家庭用有収水量＝家庭用原単位×給水人口。家庭用以外有収水量は、今後の集約の動向や地下水利用専用水道等の動向を把握することが困難であるため、家庭用有収水量の推移に準じて推移するものと考え、家庭用有収水量の比率 (0.310) で設定した。本推計値は2015実績を元に2017年度に実施した推計有収水量の結果を最新の2019年度時点で見直し補正して採用。

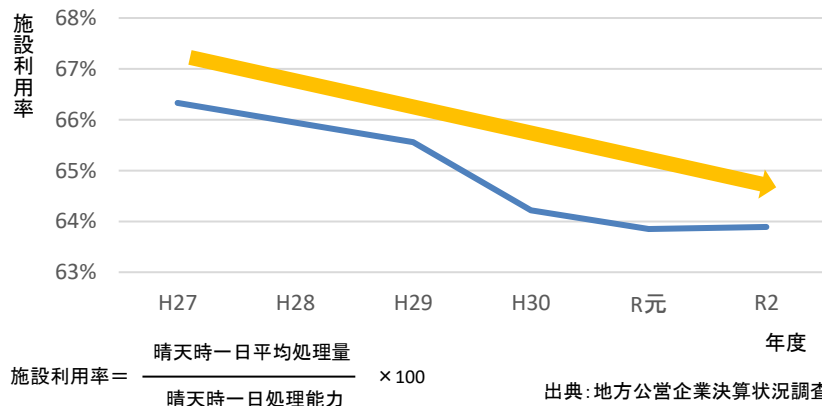
■人口規模別の人口減少率(2010年⇒2040年)



※2010年から2040年の人口減少率 ※減少率は各処理区域内人口密度区分内の団体の単純平均
 ※国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(平成25年3月推計)より総務省作成
 ※括弧内は事業者数(福島県及び一部の事業者は推計人口のデータがないため除外)

■公共・流域下水道の施設利用率の推移

- 公共・流域下水道の施設利用率は、人口減少や節水等の影響で下がってきている。



出典: 地方公営企業決算状況調査

下水道事業における広域化・共同化の推進について

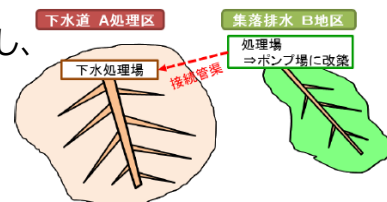
<広域化・共同化の推進の背景・効果>

- 人口減少等に伴うサービス需要の減少、施設等の老朽化に伴う更新需要の増大等、下水道事業を取り巻く経営環境が厳しさを増しつつある中で、下水道事業の持続的な経営の確保が求められているところ。
- 管渠を接続し、汚水処理場を統合する方策が最も効率的であり、市町村間の統合も積極的に推進する必要があるが、調整に難航するケースが多いことから、都道府県の調整が重要。
- 一方、地理的要因等により汚水処理場の統廃合が困難な地域においても、維持管理・事務の共同化により、維持管理費用の削減等の効果。

<「広域化・共同化計画」の策定>（国交省、農水省、環境省と連携）

- 平成30年1月に、「汚水処理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」の策定について」を発出し、各都道府県に対し、令和4年度までに「広域化・共同化計画」を策定することを要請し、全ての都道府県で策定済み。

【処理場の統廃合】



<地方財政措置（現行）>

- 複数市町村の事業及び市町村内で実施する複数事業の施設の統合や同一下水道事業内の処理区統合に必要な管渠等の広域化・共同化に要する施設等整備費について、通常分から繰出基準を1割引上げ、元利償還金の28～56%を普通交付税措置
- 流域下水道への統合のための接続管渠等の整備について、更に繰出基準を1割引上げ、元利償還金の35～63%を普通交付税措置
- 都道府県が実施する広域化・共同化を推進するための調査検討に要する経費について、普通交付税措置（令和5年度～令和7年度）。

<処理区域内人口密度25以上50未満（人/ha）の例>

通常分 【建設改良費等】	一般会計負担（6割）	
	広域化・共同化に要する経費について <u>繰出基準（一般会計負担）を1割引上げ</u>	→
（R元年度～） 広域化分	一般会計負担（7割）	
	流域下水道への統合の場合に <u>繰出基準（一般会計負担）を1割引上げ</u>	→
（R4年度～） 流域下水道への 統合分	一般会計負担（8割）	
うち70%を普通交付税措置		

<地方財政措置＝繰出基準×交付税措置率>

処理区域内人口密度 （人/ha）	通常分※1 【建設改良費等】	（R元年度～） 広域化分※2、3	（R4年度～） 流域下水道への 統合分
100以上	16%	28%	35%
75以上100未満	23%	35%	42%
50以上75未満	30%	42%	49%
25以上50未満	37%	49%	56%
25未満	44%	56%	63%

※1 通常分は事業費補正分に加え、5%の単位費用分を措置

※2 令和4年度から同一下水道事業内の処理区統合を対象に追加

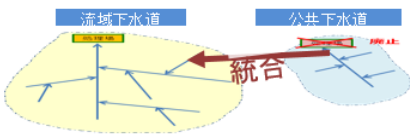
※3 令和5年度から複数の地方公共団体で事務を共同で処理する際に必要なシステム整備費を対象に追加

下水道事業における広域化等の類型等

以下の4類型が主な類型として、下水道事業の広域化等が進んでいる。

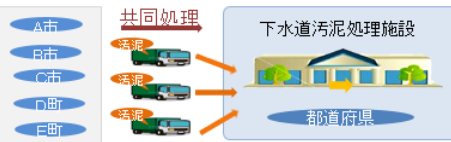
1. 汚水処理施設の統廃合

流域下水道への接続、公共下水道と集落排水施設の接続及び処理区の統廃合などを行う。



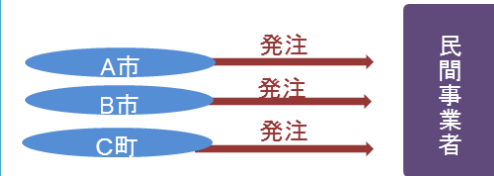
2. 汚泥処理の共同化

複数の団体の汚泥を集約して処理を行う。



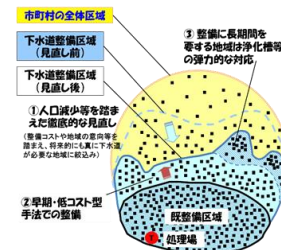
3. 維持管理・事務の共同化

集中監視・管理、運転管理の共同委託、使用料徴収・機材購入・水質検査等の共同処理などを行う。



4. 最適化

公共下水道、集落排水、浄化槽等の各種汚水処理施設の中から、最適な施設を選択して整備する。



秋田県の例

山形県新庄市の例

佐賀県の例

期間	令和2年度から実施		平成16年度から実施	平成28年度実施
概要	〇県がリーダーシップをとり、県と県内市町村からなる連絡協議会を通じて、市町村と課題等を共有・連携することによって、「汚水処理施設の統廃合」と「汚泥処理の共同化」を実施		〇新庄市の処理場を中核とし、新庄市と周辺6町村の処理場を集中管理	〇浄化槽の整備促進を含め、地域に適した整備手法の選定等を実施
背景	〇人口減少下における下水道事業運営の効率化を図るため、広域化・共同化に取り組む		〇先行して建設された新庄市の処理場を中核とした圏域一体での整備について、周辺市町村からの要望をききかけに検討	〇都道府県構想の見直しを通じて検討
取組内容	〇流域下水道に接続し、単独公共下水道の処理場を廃止	〇県及び関係市町村等の施設から発生する汚泥を流域下水道の処理場に新設する施設で共同・集約処理し、資源化を実施	〇新庄市の処理場を中核施設として、管内の処理場をICTを活用して遠方から集中管理・監視(処理場の無人化や監視設備等の一体整備等) 〇定期巡回による保守点検や水質試験を一括実施	〇未整備地区においては、個別処理の割合を高めるとともに、浄化槽区域の普及率について指標設定 〇既整備地区においては、水洗化率を指標として定め、経営安定化を図る
効果	〇維持管理費・改築更新投資を削減(50年間の試算) ・維持管理費 約70億円減 ・改築更新投資 約50億円減		〇維持管理費を削減 ・年間約3,000万円減	〇浄化槽(個別処理方式)に転換(個別処理人口割合18.5%→22.3%) 〇処理区の統廃合数が増加(処理区19箇所減)

資本費平準化債

資本費平準化債

○ 公営企業債のうち建設改良費の財源としたものの当該年度の元金償還金が減価償却費を著しく超え、かつ、経営上の収支に著しい影響が生じている場合における当該超える額に対する起債

※ 公営企業会計を前提とした経営を行う場合、公営企業債の元金償還期間と公営企業施設の減価償却期間が異なっていることから、元金償還金と減価償却費との差により構造的に資金不足が生じてしまうことがあるため、その資金不足を補うためのもの

資本費平準化債の対象拡充(R6～)

○ 法適化(公営企業会計導入)の進捗を踏まえ、公債費負担を適正な水準の料金収入等で賄える程度に平準化できるよう、資本費平準化債を拡充し、過去に発行した資本費平準化債の元金償還金を対象に追加

【資本費平準化債発行可能額の拡充】

<見直し部分>

資本費平準化債発行可能額 = 元金償還金総額 - 資本費平準化債の元金償還金 - 減価償却費相当額等
⇒下線部分を削除し、発行対象を拡充

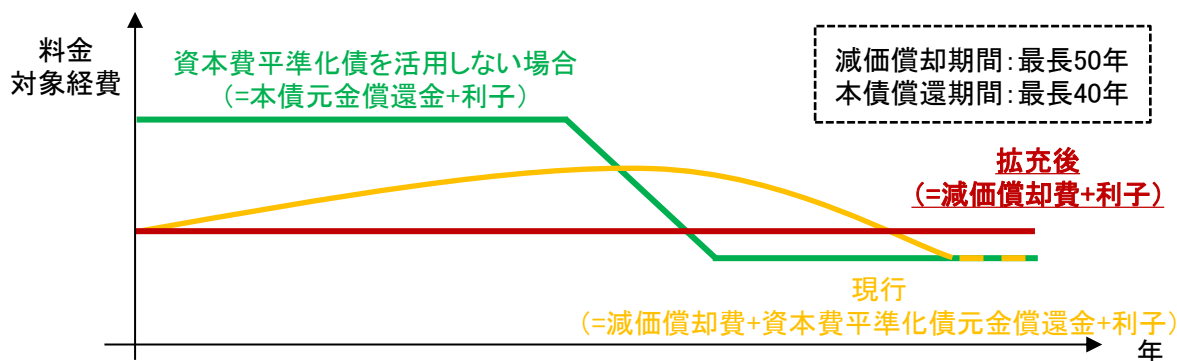
※ 資本費平準化債の償還年限については「対象償却資産の平均残存耐用年数」を限度

※ 資本費平準化債の元利償還金相当額を含む経費を確実に回収すること等に留意した収支計画の策定が要件

【対象事業】

下水道事業、交通事業 等

<資本費平準化債の活用効果(イメージ図)> ※拡充後を基準とした場合の比較



6. 病院事業の現状と課題

全国の病院に占める公立病院の役割

- 全国の病院に占める公立病院の割合は、病院数で約11%、病床数で約14%。
- 民間病院の立地が困難なへき地等における医療や、救急・小児・周産期・災害・精神などの不採算・特殊部門に係る医療、民間病院では限界のある高度・先進医療の多くを公立病院が担っている。

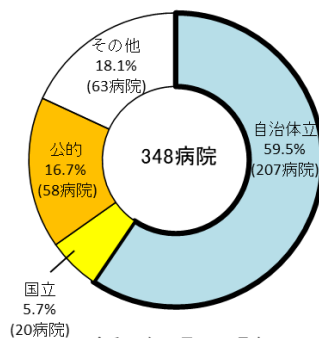
○全国の病院に占める
公立病院の割合

	病院数	病床数
全 体	8,097	1,479,728
公 立	854 (10.5%)	201,916 (13.6%)
国 立	316 (3.9%)	122,859 (8.3%)
公 的	330 (4.1%)	102,436 (6.9%)
そ の 他	6,597 (81.5%)	1,052,517 (71.1%)

※表は医療施設動態調査（令和6年3月末）（厚労省）より作成
 ※表の「公立病院」は、地方公営企業の病院及び公営企業型地方独立行政法人病院
 ※表の「公的病院」は、公立大学附属病院や日本赤十字社、済生会、厚生連等が開設・運営する病院

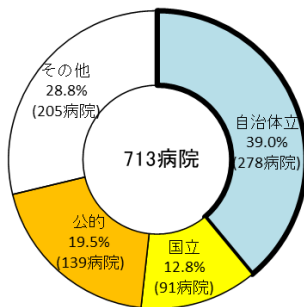
○自治体病院の役割

へき地医療拠点病院



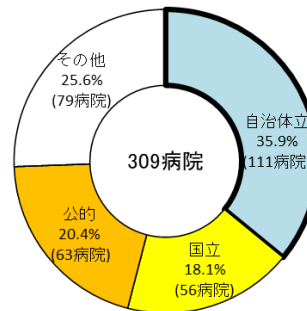
令和5年4月1日現在

地域災害拠点病院



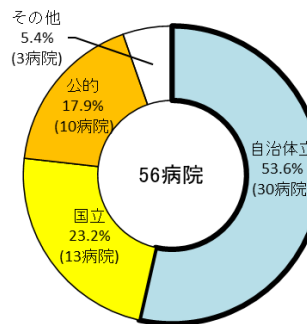
令和6年4月1日現在

救命救急センター



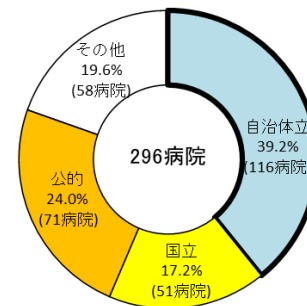
令和7年1月1日現在

第一種感染症指定医療機関



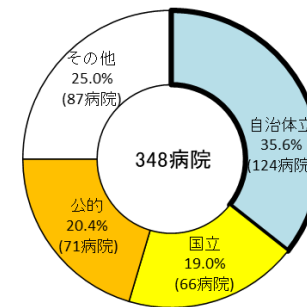
令和6年4月1日現在

地域周産期母子医療センター



令和6年4月1日現在

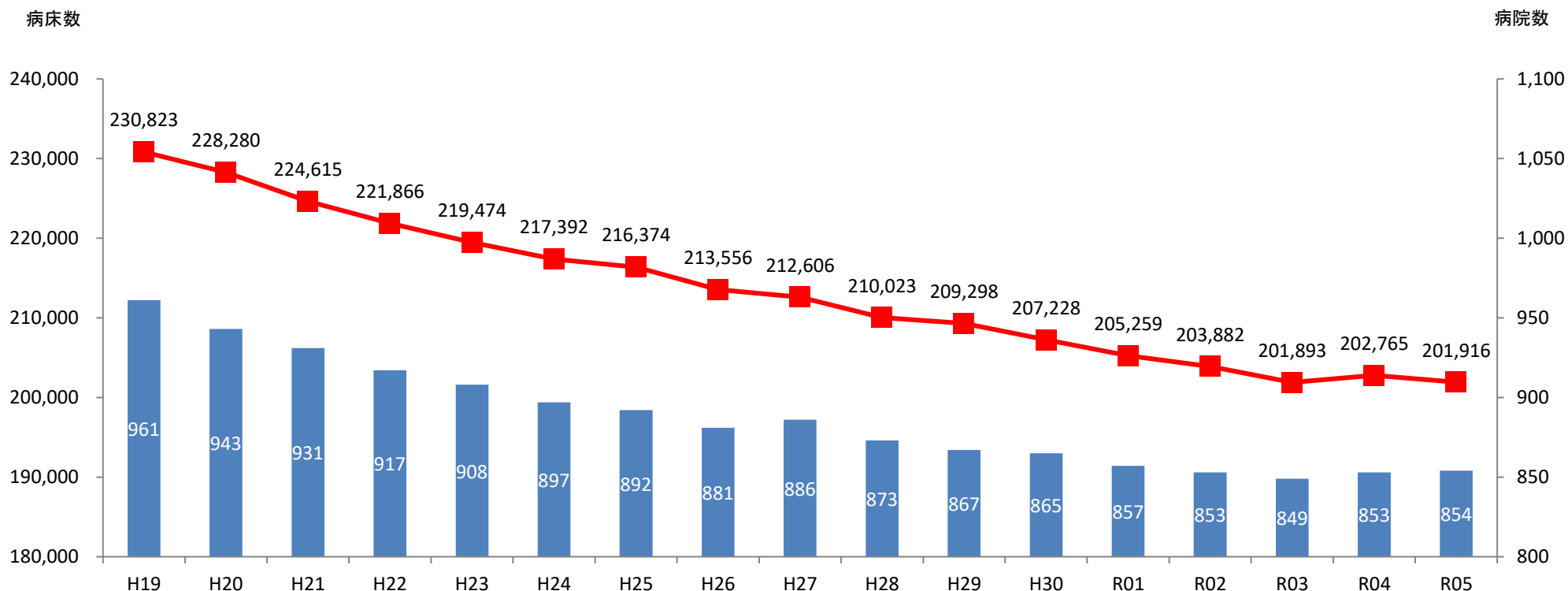
地域がん診療連携拠点病院



令和6年4月1日現在

（出典：厚労省調査より作成）

公立病院数と病床数の推移（地方独立行政法人を含む）



年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05
病院数	961	943	931	917	908	897	892	881	886	873	867	865	857	853	849	853	854
増減率	—	▲ 1.9	▲ 1.3	▲ 1.5	▲ 1.0	▲ 1.2	▲ 0.6	▲ 1.2	0.6	▲ 1.5	▲ 0.7	▲ 0.2	▲ 0.9	▲ 0.5	▲ 0.5	0.5	0.1
病床数	230,823	228,280	224,615	221,866	219,474	217,392	216,374	213,556	212,606	210,023	209,298	207,228	205,259	203,882	201,893	202,765	201,916
増減率	—	▲ 1.1	▲ 1.6	▲ 1.2	▲ 1.1	▲ 0.9	▲ 0.5	▲ 1.3	▲ 0.4	▲ 1.2	▲ 0.3	▲ 1.0	▲ 1.0	▲ 0.7	▲ 1.0	0.4	▲ 0.4

※出典：地方公営企業決算状況調査、地方独立行政法人（病院事業）に関する決算状況調査
 ※病院数は、建設中のものを除いている。

公立病院の立地

○ 公立病院の約65%は10万人未満市町村に、約31%は3万人未満市町村に所在

○ へき地等を多く抱える都道府県ほど、全病床数に占める公立病院の病床数の割合が高い傾向にある

【所在市区町村人口区分別の公立病院数】

所在市区町村 の人口	病 院 数 ※地独法を含む	
合計	8 5 4	
23区及び指定都市	8 2	
30万人以上	6 2	
10万人～30万人	1 5 5	
5万人～10万人	1 6 0	全公立病院の 65.0%
3万人～5万人	1 2 7	
3万人未満	2 6 8	

※ 表の病院数は、令和5年度における地方公営企業の病院及び公営企業型地方独立行政法人病院（建設中の病院を除く。）

【公立病院の病床数の割合が高い都道府県】

都道府県名	割合（%）	公立病院の病床数 ／全病床数
山形県	42.7	4,561／10,687
岩手県	41.6	5,212／12,526
青森県	37.3	4,807／12,873
富山県	31.9	3,899／12,234
山梨県	31.6	2,728／8,639
滋賀県	31.2	3,749／12,022
和歌山県	30.6	3,324／10,872
静岡県	30.5	9,159／30,071
岐阜県	30.5	4,798／15,756
島根県	30.1	2,347／7,803

（参考）東京都 10.0%
大阪府 11.4%

（出典：令和5年度医療施設調査（厚労省））

公立病院の経常収支の状況（令和5年度決算）

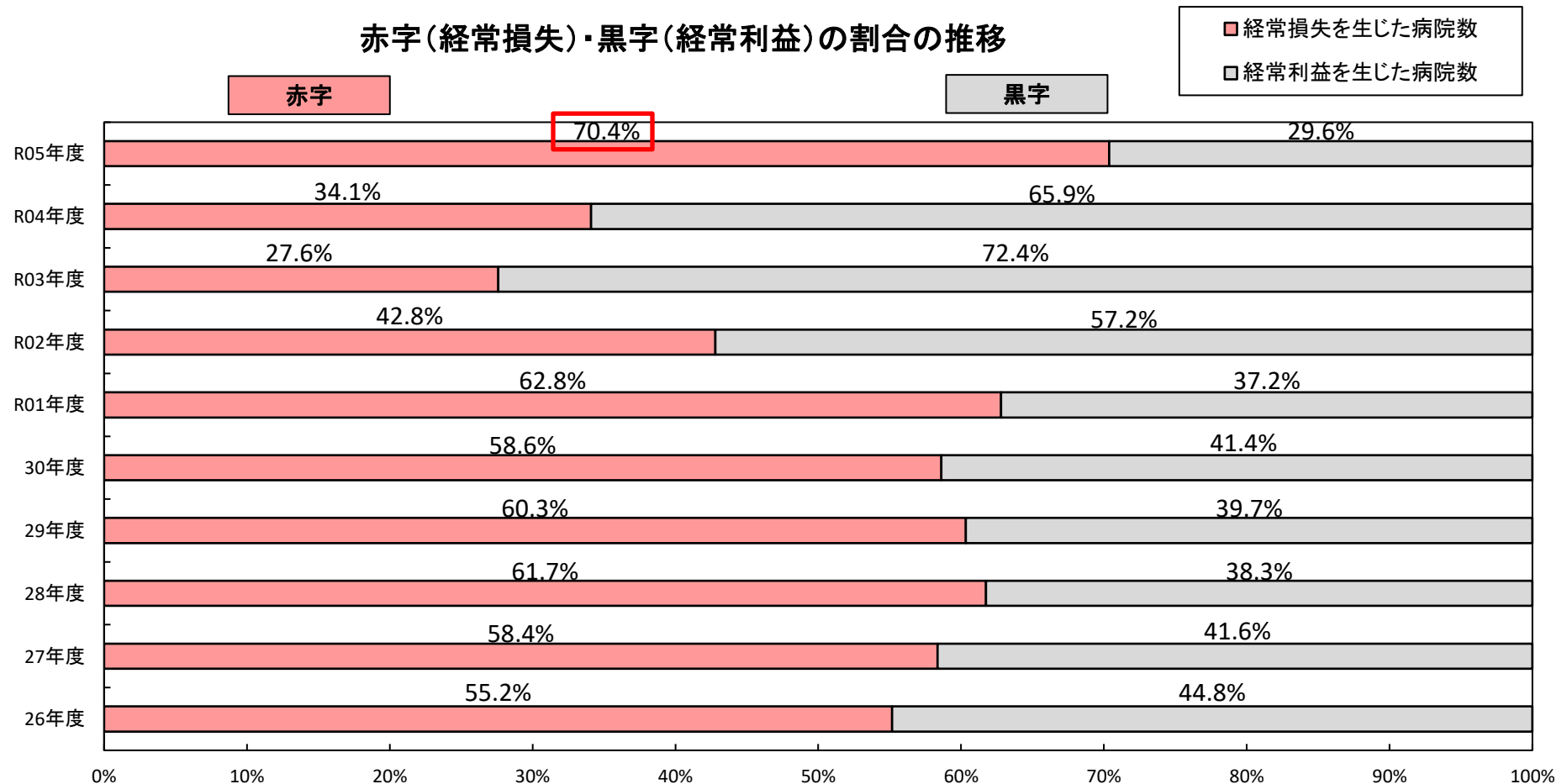
○過去最大の経常収支赤字を記録(▲2,099億円)

⇒公立病院全体の経常収支は4年ぶりに赤字に転じ、赤字病院の割合も約7割に拡大

【主な要因】

- ・コロナ禍前(令和元年度)と比較し、患者数が回復していない(入院▲9.6%、外来▲6.4%)
- ・コロナ禍前(令和元年度)と比較し、費用が増加(職員給与費＋11.2%、材料費＋14.2%)
- ・前年度と比較し、コロナ病床確保のための国庫補助金等が減少(▲3,941億円)

赤字(経常損失)・黒字(経常利益)の割合の推移



公立病院損益収支の状況

(単位:億円、%)

項目 \ 年度	R1	2	3	4 (A)	5 (B)	(B)－(A) (A)
総 収 益	52,070	55,285	58,401	58,851	56,236	▲ 4.4
（うち他会計繰入金）	6,302	6,493	6,384	6,538	6,595	0.9
経 常 収 益	51,713	54,399	57,515	58,440	55,837	▲ 4.5
うち 医 業 収 益	45,526	44,360	46,676	48,737	49,109	0.8
うち 国庫(県)補助金	231	4,926	6,224	5,200	1,259	▲ 75.8
総 費 用	53,054	53,919	55,105	56,854	58,291	2.5
経 常 費 用	52,693	53,149	54,259	56,508	57,935	2.5
う ち 医 業 費 用	50,056	50,370	51,452	53,601	54,946	2.5
純 損 益	▲ 984	1,366	3,296	1,996	▲ 2,055	▲ 203.0
経 常 損 益	▲ 980	1,251	3,256	1,931	▲ 2,099	▲ 208.7
累 積 欠 損 金	19,908	19,062	16,682	15,363	16,974	10.5
経 常 収 支 比 率	98.1	102.4	106.0	103.4	96.4	—
医 業 収 支 比 率	91.0	88.1	90.7	90.9	89.4	—
修 正 医 業 収 支 比 率	86.2	81.2	83.1	83.0	83.3	—

出典:地方公営企業決算状況調査

(注1)公営企業型地方独立行政法人病院を含む。

(注2)各項目の数値は表示単位未満を四捨五入しているため、差引数値等が一致しない場合がある。

公立病院経営強化の推進

○ 公立病院は、これまで再編・ネットワーク化、経営形態の見直しに取り組んできたが、依然として経営状況は厳しく、以下の課題に対応しながら地域医療提供体制を確保するためには、経営を強化していくことが重要。

- ・人口減少、少子高齢化に伴う医療需要の変化
- ・医師・看護師等の不足
- ・医師の時間外労働規制への対応
- ・新興感染症への備え 等

総務省

<令和4年3月>

「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」の策定・地方団体への通知・公表

地方団体

<令和4年度又は5年度>

「公立病院経営強化プラン」の策定

地方団体

「公立病院経営強化プラン」の実施状況について概ね年1回以上点検・評価を行い、その結果を公表

公立病院経営強化プランの内容

(1) 役割・機能の最適化と連携の強化

- ・地域医療構想等を踏まえた当該病院の果たすべき役割・機能
- ・地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割・機能
- ・機能分化・連携強化

各公立病院の役割・機能を明確化・最適化し、連携を強化。特に、地域において中核的医療を行う基幹病院に急性期機能を集約して医師・看護師等を確保し、基幹病院以外の病院等は回復期機能・初期救急等を担うなど、双方の間の役割分担を明確化するとともに、連携を強化することが重要。

(2) 医師・看護師等の確保と働き方改革

- ・医師・看護師等の確保（特に、不採算地区病院等への医師派遣を強化）
- ・医師の働き方改革への対応

(3) 経営形態の見直し

(4) 新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組

(5) 施設・設備の最適化

- ・施設・設備の適正管理と整備費の抑制
- ・デジタル化への対応

(6) 経営の効率化等

- ・経営指標に係る数値目標

機能分化・連携強化のイメージ(例)

医師・看護師等を確保

回復期機能・初期救急等を担う

急性期機能を集約

連携を強化

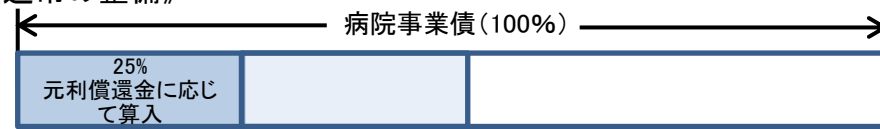
医師派遣・遠隔診療等

基幹病院

基幹病院以外の
不採算地区
病院等

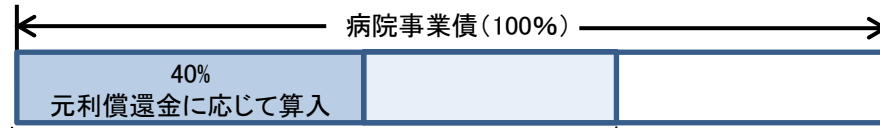
【病院事業債】

《通常の整備》



※元利償還金の1/2について一般会計から繰出

《機能分化・連携強化に伴う整備（特別分）》



※元利償還金の2/3について一般会計から繰出

地域医療提供体制の確保

○ 地域医療提供体制を確保するため、新たな資金繰り支援等、以下の取組を行う

1. 病院事業の経営改善の促進と資金繰り支援

- ① 資金不足が生じている病院事業※1であって、経営改善実行計画を策定し収支改善に取り組む公立病院に対して、経営改善の効果額の範囲内※2で活用できる資金手当のための地方債（病院事業債（経営改善推進事業））※3を創設

※1 当年度又は翌年度に資金不足額が生じる見込みの病院事業を含む

※2 資金不足（見込）額と経営改善効果額のいずれか小さい額が上限

※3 発行期間は令和7年度～令和9年度

【経営改善の取組例】

- 病床の縮小、病床機能の見直し
- 医薬品の共同購入、医療機器の共同利用
- 地域の医療機関と連携した紹介患者の増加
- 病院の統合・連携、経営形態の見直し

＜公立病院の状況＞

	R4	R5
公立病院数	853病院	854病院
赤字病院の割合 ^{注1}	34%	70%
赤字合計額 ^{注1}	639億円	2,448億円
資金不足 ^{注2} が生じている病院事業数	27事業 (41病院)	38事業 (54病院)

注1 経常収支 注2 地方財政法に定める資金不足額

- ② 総務省と厚生労働省の共同事業として、病院経営に携わるトップ層の経営マネジメント力を向上させ、経営改善を図ることにより持続可能な病院経営を行うために必要な知識を習得するための研修（医療経営人材養成研修）を創設

2. 不採算地域やへき地における医療提供体制の確保

- ① 不採算地区病院については、依然として厳しい経営状況が続いているため、令和3年度から実施している不採算地区病院等への特別交付税措置の基準額引上げ(30%)を継続※4

※4 日本赤十字社、恩賜財団済生会、JA厚生連等の公的病院等にも同様の措置を講じる

- ② へき地医療を担う公的病院等に対する地方団体の助成経費に係る特別交付税措置の対象に、へき地医療拠点病院等が行う訪問看護、遠隔医療に要する経費を追加

7. 交通事業の現状と課題

交通事業の概要

- 地方公営企業法適用の対象となる交通事業は、軌道法にいう軌道事業、道路運送法にいう自動車運送事業、鉄道事業法にいう鉄道事業である。この他に海上運送法による船舶運航事業等が公営企業として行われている。
- 近年ではバス事業において、公営企業で維持することが困難等の理由により、公営企業としては廃止し、民間譲渡やコミュニティバスの導入が行われている。
- 令和2年に改正された地域公共交通の活性化及び再生に関する法律を受け、公営交通事業のあり方や経営戦略を策定する際には、地域の公共交通ネットワーク再構築のための枠組みの中で、一般行政部門やその他の関係機関、地域住民と密接な連携のもとに検討を行う必要がある。

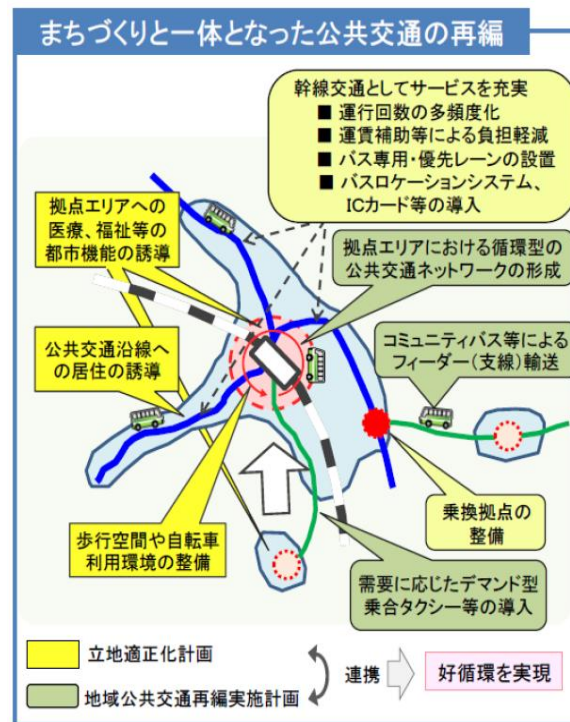
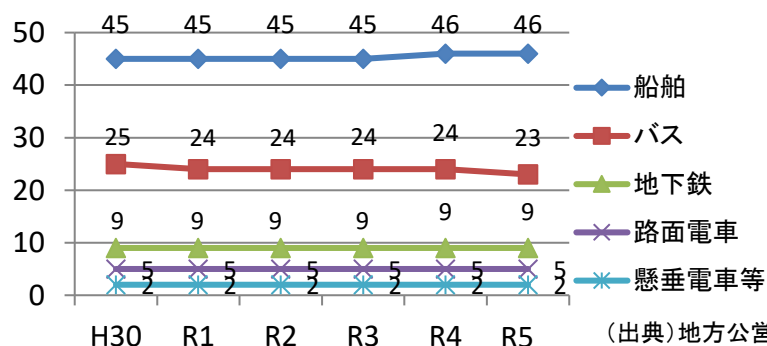
＜令和6年3月31日現在事業数＞

	事業数	公営				
		都道府県営	指定都市営	市営	町村営	企業団営
都市高速鉄道 (鉄道事業・軌道事業)	9	1	8	—	—	—
路面電車 (軌道事業)	5	1	2	2	—	—
バス (自動車運送事業)	23	2	8	10	2	1
懸垂電車等 (鉄道事業・軌道事業)	2	1	1	—	—	—
船舶 (船舶運航事業)	46	—	2	24	18	2

※事業数には想定企業会計(大阪市の都市高速鉄道、バス及び新交通、観音寺市の船舶)を含む

※決算統計上、東京都の新交通とモノレールを1事業として懸垂電車等事業に含めている

＜事業数の推移＞



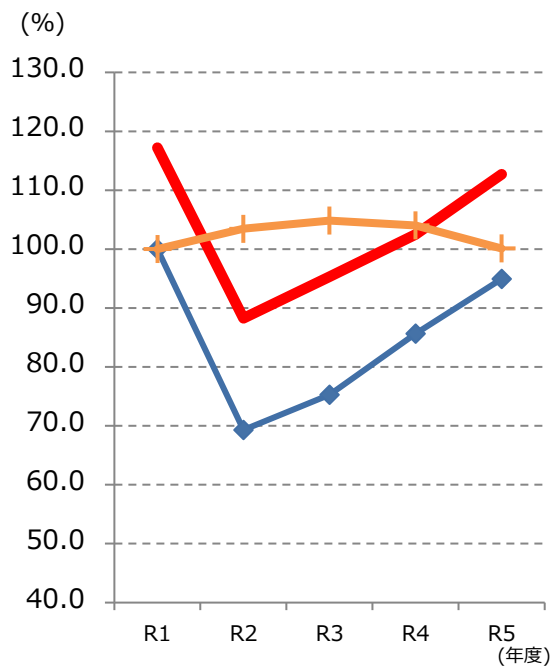
※国土交通省資料を一部加工

交通事業の経営状況(大阪市を除く場合)

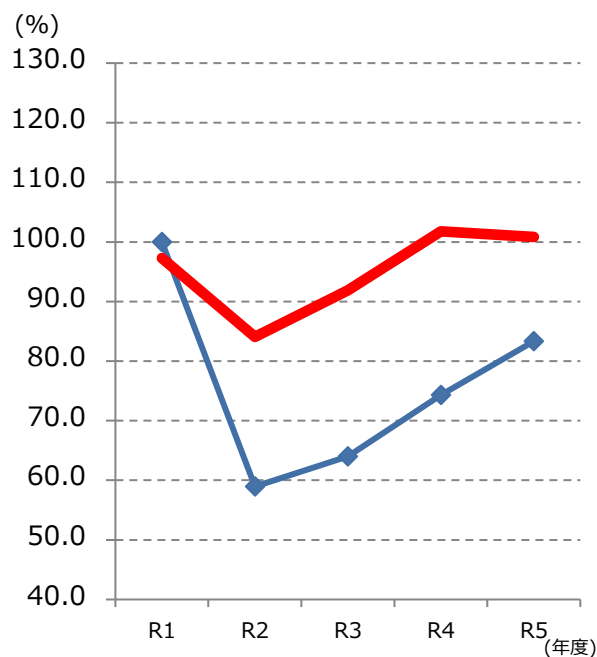
- 都市高速鉄道事業については、経常収支が8事業中2事業で赤字となっており、未だに多額の累積欠損金が残っている。(令和5年度末:1兆3,210億円)
- 路面電車事業については、経常収支が5事業中2事業で赤字となっている。
- バス事業については、令和5年度決算で事業全体で経常収支が黒字となったが、22事業中9事業が赤字を計上している。

(出典)令和5年度地方公営企業決算状況調査
※都市高速鉄道事業及びバス事業は、大阪市を除く数値。

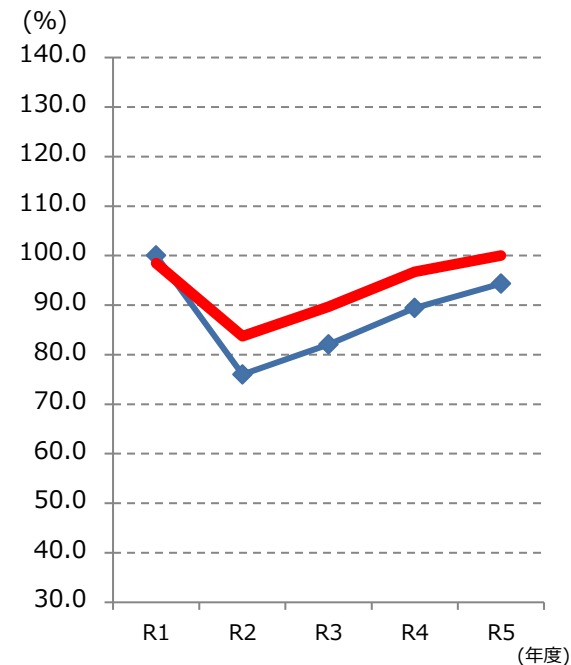
＜都市高速鉄道事業＞



＜路面電車事業＞



＜バス事業＞



◆ 旅客運輸収益 (R1比)
 — 経常収支比率 (R1比)
 + 累積欠損金 (R1比)

公営地下鉄事業の経営状況の推移について

(単位：億円、%)

項 目	年 度	R1	R2	R3	R4	R5	増減率 (B) - (A) (A)
		(A)				(B)	
総 収 益		4,748	3,504	3,705	4,098	4,557	△4.0
経 常 収 益		4,742	3,492	3,699	4,087	4,549	△4.1
営 業 収 益		4,160	2,942	3,171	3,580	3,953	△5.0
うち 旅客運輸収益		3,875	2,686	2,917	3,320	3,678	△5.1
国庫(県)補助金		0.5	7.9	8	14	4	700.0
他会計補助金		195	173	156	135	224	14.9
特別利益		5	11	6	11	8	60.0
総 費 用		4,071	3,961	3,887	3,993	4,039	△0.8
経 常 費 用		4,046	3,957	3,880	3,989	4,036	△0.2
営 業 費 用		3,690	3,649	3,613	3,755	3,822	3.6
支払利息		331	290	252	220	198	△40.2
特別損失		25.0	4	7	4	3	△88.0
経 常 損 益		696	△464	△181	98	513	△26.3
経 常 利 益		722	-	28	156	540	△25.2
経 常 損 失		25	464	209	58	28	12.0
特別損益		△20	7	△1	7	5	△125.0
純 損 益		677	△457	△182	106	518	△23.5
純 利 益		722	-	29	155	540	△25.2
純 損 失		45	457	211	49	23	△48.9
累 積 欠 損 金		13,195	13,651	13,833	13,727	13,210	0.1

※ 公営地下鉄8事業者の経営推移。

※ 大阪市は平成30年に民営化したため、本表より除く。

出典：公営企業年鑑より 一部加工

交通事業債(経営改善推進事業)について

テレワークの普及等の影響を受け、コロナ禍前比で1割以上の減収が継続するなど構造的な課題を抱える交通事業について、改定経営戦略等に基づき策定する計画により、適切に経営改善に取り組む団体の資金繰りを円滑にし、経営改善を促進するため、「交通事業債(経営改善推進事業)」を創設する。

【対象事業】

地方財政法に定める資金の不足額が生じている交通事業のうち、経営戦略を改定済又は改定に着手済の事業

【発行対象】

改定した経営戦略等に基づく経営改善実行計画、収支計画を策定して経営改善に取り組むことを要件とし、その経営改善効果額を限度に、①及び②について発行可能とする。

- ① 資金不足額(流動負債－流動資産)
- ② 経営改善の実施に必要な経費

【経営改善の取組例】

- 運賃料金制度見直し
- 民間バスとの共同経営
- 駅ナカビジネスの拡充

【必要な経費の例】

- プログラム改修
- ICカードシステム負担金
- 調査費用

【経営改善効果額の算定方法】

経営改善の取組毎の「収支改善見込額×効果年数(最大5年分)」の合計額

※ 本交通事業債の発行初年度の前年度における減価償却前経常損益が黒字の事業に限り、活用前年度までに開始した取組も対象とするが、効果年数の算定において、既に経過した年数を控除する。
前年度の減価償却前経常損益が赤字の事業は、当該赤字額に5を乗じた額を合計額から控除する。

経営改善効果額 算定例	単年度 効果額(A)	効果継続 年数(B)	経営改善 効果額(A×B)
R6実施:運賃料金制度見直し	3	5	15
R4実施:駅ナカビジネスの拡充	10	3	30
R6起債限度額			45

【発行期間】 令和6年度～令和8年度

【一般会計繰出】 なし

公営交通事業の民営化の状況について

1. バス事業

地方のバス路線は利用者が減少しており、多くの路線で収支が悪化しているが、生活交通路線として維持していくための方策のひとつとして、民営化・民間譲渡が実施されている。

民営化・民間譲渡した団体	公営バス
函館市・札幌市・苫小牧市（北海道）、秋田市（秋田県）、 胎内市（新潟県）、岐阜市（岐阜県）、 大阪市（大阪府）、姫路市・明石市・尼崎市（兵庫県）、 三原市・尾道市・呉市（広島県）、 鳴門市・小松島市・※徳島市（徳島県）、岩国市（山口県）、 熊本市・荒尾市（熊本県）、松浦市・佐世保市（長崎県）、 薩摩川内市（鹿児島県） ※22事業（徳島市はR10年度末廃止予定） 平成15年度以降	東京都、長崎県、仙台市、横浜市、川崎市、名古屋市、京都市、 神戸市、北九州市、青森市・八戸市（青森県）、 伊那市（長野県）、高槻市（大阪府）、伊丹市（兵庫県）、 松江市（島根県）、宇部市（山口県）、徳島市（徳島県）、 佐賀市（佐賀県）、鹿児島市（鹿児島県）、 三宅村・八丈町（東京都）、沖永良部バス企業団（鹿児島県） ※22事業 令和6年3月現在

2. 地下鉄事業

地下鉄事業は、初期建設費用が莫大であり、今なお多額の企業債残高と累積欠損金が生じていることから、民営化・民間譲渡は進んでいない。

民営化した団体	公営地下鉄
大阪市 ※1事業 平成30年度	札幌市、仙台市、東京都、横浜市、名古屋市、京都市、神戸市、 福岡市 ※8事業 令和6年3月現在

8. 公営企業の民間活用

民間活用等の事例

地方独立行政法人

【病院事業】

- 北海道広尾町
「町立病院の地方独立行政法人化」
- 長野県
「県立病院等の地方独立行政法人化」
- 兵庫県加古川市
「市立病院と民間病院の再編」
- 兵庫県たつの市
「市立病院の地方独立行政法人化」

包括的民間委託

【水道事業・下水道事業】

- 石川県かほく市
「上下水道事業における事業横断型の包括的民間委託」

【水道事業・下水道事業・ガス事業】

- 新潟県妙高市
「妙高市ガス事業譲渡及び上下水道事業包括的民間委託」

【下水道事業】

- 千葉県柏市
「公共下水道の包括的予防保全型維持管理業務委託」

指定管理者制度

【病院事業】

- 兵庫県川西市
「市立病院と民間病院の再編」

PPP・PFI

【水道事業・工業用水道事業・下水道事業】

- 宮城県
「上工下水道事業への一体的なコンセッション方式の導入」

【工業用水道事業】

- 熊本県
「工業用水道事業におけるコンセッション方式の導入」

【下水道事業】

- 秋田県
「秋田県県北地区広域汚泥資源化事業」
- 山形県鶴岡市
「下水道事業における消化ガスを活用した発電事業」
- 静岡県浜松市
「浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業」

【電気事業】

- 鳥取県
「施設再整備等事業におけるPFI（コンセッション方式）の導入」

【港湾整備事業】

- 福島県
「小名浜港東港地区におけるPFI方式を活用した整備運営」

【市場事業】

- 兵庫県神戸市
「PFI手法を導入した市場施設の再整備事業」

【駐車場整備事業】

- 岩手県北上市
「PFI方式を活用した北上駅東口駐車場の土地の利活用事業」

9. 公営企業のDXの取組

公営企業のDXについて

- 公営企業は、人口減少に伴うサービス需要の減少や施設の老朽化に伴う更新需要の増大等により、経営環境は一層厳しさを増している状況であり、持続可能な経営の確保に取り組むことが喫緊の課題。
- DXの取組は、業務効率化、経費削減、住民サービスの向上等を通じて、公営企業の持続可能な経営の確保に資するものであることから、公営企業におけるDXの取組が一層推進されることが重要。



- 公営企業におけるDXの取組を推進するため、次の取組を実施。

方策① 人材面での支援

「経営・財務マネジメント強化事業」において、アドバイザーを派遣（公営企業のDX及び首長・管理者向けトップセミナー）。

方策② 先進的な事例の周知

公営企業におけるDXの先進的な事例を盛り込んだ「公営企業の持続可能な経営の確保に向けた先進・優良事例集」を令和5年3月に作成・公表。

方策③ 財政措置

デジタル活用推進計画に位置付けて公営企業が実施する地域社会の諸課題を解決するために必要な情報システム又は情報通信機器等の整備等に係る地方単独事業等について、一般会計が負担又は助成を行う場合には、一般会計においてデジタル活用推進事業債を充当可能とする（令和7年度～令和11年度）ほか、公営企業が実施する、住民の利便性向上、行政運営の効率化又は地域社会の諸課題の解決に資する情報システム又は情報通信機器の整備に係る事業に要する一定の経費について公営企業債を充当可能とする。

デジタル活用推進事業債の創設

- 担い手不足が急速に深刻化するおそれがある中、デジタル技術を活用した行政運営の効率化・地域の課題解決等に向けた取組をしていくため、「デジタル活用推進事業債」を創設。地方財政法の特例を設け、情報システムや情報通信機器等の整備財源に活用できるデジタル活用推進事業債の発行を可能とする

1. 対象事業

デジタル活用推進計画（デジタル活用による効率化の効果等を記載）に位置づけて実施する以下の事業

※地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づく標準化のために必要な経費を除く

(1) 行政運営の効率化・住民の利便性向上を図る自治体DXの推進

① システムの導入（初期経費）

- ア 住民サービスの提供に必要なシステムの導入
- イ 共同調達によるシステムの導入

② 情報通信機器等の整備

- ア 住民利用の情報通信機器、住民サービスの提供に必要な職員利用の情報通信機器の購入
- イ 公共施設のネットワーク環境の整備

（書かない窓口）



（オンライン申請）



（インフラ点検用ドローン）



（水道スマートメーター）



(2) 地域の課題解決を図る地域社会DXの推進

地方団体及び公共的団体等による地域の課題解決に資するシステムの導入及び情報通信機器等の整備

（地域の課題解決）

- ・ 医療、交通等日常生活に不可欠なサービスの確保
- ・ 農林水産業、観光など地域産業の生産性向上 等

（オンライン診療）



（スマート農業）



※公営企業が実施する事業については、一般会計からの補助を対象とするほか、公営企業債（資金手当）も発行可能とする

2. 地方財政措置

地方債充当率：90% 償還年限：5年

交付税措置率（地方単独事業）：50%

※国庫補助事業の地方負担や一部の地方単独事業を除く

3. 事業期間

令和11年度までの5年間

4. 事業費

1,000億円

公営企業分野におけるデジタル活用推進事業債等の取扱い

1. 一般会計からの補助に対する地方財政措置

- デジタル活用推進計画に位置付けて公営企業が実施する地域社会の諸課題を解決するために必要な情報システム又は情報通信機器等の整備等※に係る地方単独事業等について、一般会計が負担又は助成を行う場合には、一般会計においてデジタル活用推進事業債を充当可能とする。

※ 病院・介護サービス事業に必要な機器については、従前どおり病院事業・介護サービス事業債で対応

2. 公営企業債の同意等対象経費の拡大

- 住民の利便性向上、行政運営の効率化又は地域社会の諸課題の解決に資する情報システム又は情報通信機器の整備に係る事業に要する一定の経費について、同意等対象経費を拡大し、下記の公営企業債を充当することも可能とする。

(1) 公営企業デジタル活用推進事業債（資金手当）

デジタル活用推進計画に位置付けて実施するもの

(2) 広域化等事業費を対象とした公営企業債

- ① 水道事業における広域化に伴い必要なもの
- ② 病院事業における機能分化・連携強化に伴い必要なもの
- ③ 下水道事業における広域化・共同化に伴い必要なもの

3. 事業期間

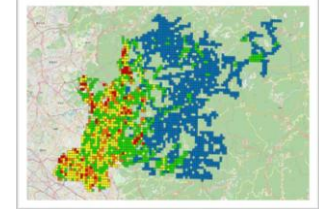
令和11年度までの5年間

※ 2(2)における具体的な事業及び財政措置は、各事業債の取扱いによる

(水道スマートメーター)



(水道管路劣化状況点検システム)



(オンライン診療)



(管路等劣化状況点検用ドローン)



10. 公営企業のGXの取組

公営企業の脱炭素化の推進

- GX実現に向けた基本方針(令和5年2月10日閣議決定)において、地域脱炭素の基盤となる重点対策を率先して実施することとされるなど、地方公共団体の役割が拡大したことを踏まえ、公営企業の脱炭素化の取組に対して、以下のとおり地方財政措置を講じる。

1. 対象事業

- 地方公共団体実行計画に基づいて行う公共施設等の脱炭素化のための地方単独事業

(太陽光発電、公共施設等のZEB化、省エネルギー、電動車等の導入)

※この他、小水力発電(水道事業・工業用水道事業)やバイオガス発電、リン回収施設等(下水道事業)、

電動バス(EV、FCV、PHEV)等の導入(交通事業(バス事業))についても対象

※売電を主たる目的とする発電施設・設備については対象外

2. 事業期間

- 令和5年度～令和7年度

※令和7年度までに工事に着手した事業については、令和8年度以降も現行と同様の地方財政措置を講じる

※事業期間終了後の在り方については、地方団体における地域脱炭素に関する取組や地域の実情、課題等を踏まえて検討

3. 地方財政措置

- 地方負担額の1/2に「公営企業債(脱炭素化推進事業)」を充当した上で、元利償還金の全額を一般会計からの繰出の対象とし、その元利償還金に上表のとおり普通交付税措置(残余(地方負担額の1/2))については、通常の公営企業債を充当)

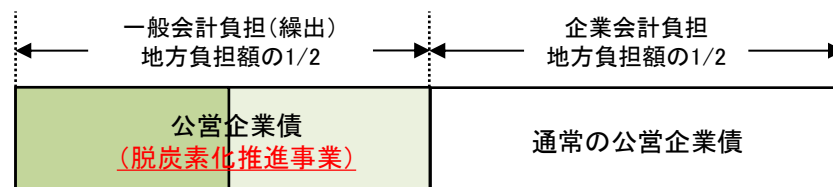
※専門アドバイザーの派遣(総務省・地方公共団体金融機構の共同事業)により、公営企業の脱炭素化の取組を支援

対象事業	交付税措置率
太陽光発電 公共施設等のZEB化※ ¹	50%
省エネルギー (省エネ改修※ ² 、LED照明の導入)	財政力に応じて 30～50%
公用車における電動車等の導入 (EV、FCV、PHEV)	30%

※¹ 太陽光発電・ZEB化は、新築・改築も対象

また、太陽光発電設備の整備には、建材一体型太陽光発電設備及びペロブスカイト太陽電池を含む

※² 省エネ・高効率機器の導入、ポンプのインバータ制御化等の省エネ設備の導入等を含む



元利償還金の **30～50%** を普通交付税措置

※水道事業、工業用水道事業、電気事業、ガス事業は一般会計出資債

11. 先進・優良事例集

「公営企業の持続可能な経営の確保に向けた先進・優良事例集」について

概要

- 公営企業の抜本的な改革等の先進・優良事例の横展開を図るため、「地方公営企業の抜本的な改革等に係る先進・優良事例集」を平成29年3月に作成・公表し、毎年度更新を行ってきました。
- 今般、公営企業の経営環境の変化（新型コロナウイルス感染症や物価高騰への対応、DX・GXの推進など）を踏まえ、新たに、「公営企業の持続可能な経営の確保に向けた先進・優良事例集」（以下「事例集」という。）を作成・公表することとしました。

事例集の特徴

- 抜本的な改革を含む12の取組類型（事業廃止、民営化・民間譲渡、公営企業型地方独立行政法人、広域化等、指定管理者制度、包括的民間委託、PPP/PFI、DX、GX、公営企業会計の適用、経営戦略の改定及びその他）について、各地方団体から提出いただいた合計357事例を掲載。（令和7年4月時点）
- 1事例当たり1ページで掲載するとともに、重要箇所を赤字下線で強調することで、取組の全体像・ポイントをわかりやすく表示。
- 可能な限り数値を用いて定量的に記載することで、取組の効果を具体的に表示。

<掲載例>

事例名	団体名	取組類型	事業名	担当部署	
取組の概要 ◆総事業費 ◆取組に要した事業費 ◆背景 ◆公営企業が直面していた課題 ◆取組開始までの経緯 ◆具体的内容 ◆導入した施設・設備など取組の詳細な説明 ◆効果 ◆定量的・定性的な効果	【埼玉県越谷・松伏水道企業団】 再生可能エネルギーの導入による購入電力の削減及び売電	GX	水道事業	公営企業情報 ・公営企業の規模を示す情報	
取組のポイント ・取組を成功させるために工夫した点 ・他の公営企業において特に参考となる点	取組の概要 ●<u>取組の概要</u> 環境負荷の少ない配水を目指すため、再生可能エネルギーを導入し、<u>小水力発電設備及び太陽光発電設備を設置した。</u> ◆総事業費 小水力発電設備（75kW）72,450千円 太陽光発電設備（55kW）約80,000千円 ◆背景 ・西部配水場は、新三郷浄水場からの<u>送水圧力が高く</u>（約0.5Mpa）、<u>県水流入バルブで圧力を調整している状況であり、送水管に発電機を設置することで、<u>送水と発電の両効果が見込める</u></u>ことから、<u>小水力発電設備の導入を検討</u>することとした。 ・また、当企業団の「水道事業マスタープラン」において、温室効果ガス排出量の削減を掲げていることから、平成22年に更新し運用開始する北部配水場において、<u>再生可能エネルギーの導入を検討</u>することとした。 ◆具体的内容 ・場内の送水管に、<u>小水力発電設備（当初55kW、改修後75kW）</u>を設置した。 ・屋上に一定のスペースを設けることができたため、再生可能エネルギーのうち、騒音の発生しない<u>太陽光発電設備（最大55kW）</u>を設置した。 ◆効果 ・小水力発電設備による発電電力により、場内電力の約36%（55kW/年）を賄うとともに、<u>固定価格買取制度（FIT）を利用して売電収益を得た</u>（発電量：約6万kWh～8万kWh/年、電力購入費：▲約10,000千円/年、売電収益：2,500千円/年）。 ・小水力発電の導入により、<u>CO2の排出量が削減された</u>（▲約200t/年）。 ・太陽光発電設備による発電電力を全量施設内で消費することにより、<u>電力購入費が削減された</u>（発電量：約6.5万kWh/年、電力購入費：▲約1,000千円）。 ・太陽光発電設備の導入により、<u>CO2の排出量が削減された</u>（約20t/年）。 取組のポイント ・小水力発電設備を導入し、購入電力の削減や売電により、令和3年度末時点において<u>初期投資を回収した上、累計約56,000千円の収益</u>を得ている。 ・太陽光発電設備の導入については、小水力発電のように<u>投資額を直ちに償却することは難しいが、環境負荷低減のための投資の観点から実施している。</u>	公営企業情報 ・行政区域内人口 373,591人（令和4年1月1日時点） ・行政区域内面積 76.44km²（令和4年1月1日時点） ・給水人口 373,086人（令和3年度決算）  取組のスケジュール ・平成18年12月に小水力発電設備完成。 ・平成24年10月に固定価格買取制度による売電認定。 ・平成22年3月から太陽光発電運用開始。 今後の展望 ・固定価格買取制度の認定期間の満了後、場内で全量を消費するか、新たな小水力発電設備を設置し改めて20年間の固定価格買取制度の認定を取得するかを検討している。 ・太陽光発電については、環境負荷低減に資する取組として、今後も運用していく。	取組の概要を表す図	取組のスケジュール	今後の展望 ・取組開始後の新たな課題 ・今後の予定

12. 経営・財務マネジメント強化事業

令和7年度「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」

～ 総務省と地方公共団体金融機構の共同事業 ～

- 人口減少が進展する一方で、インフラ資産の大規模な更新時期を迎える中、財政・経営状況やストック情報等を的確に把握し、「見える化」した上で、中長期的な見通しに基づく持続的な財政運営・経営を行う必要性が高まっている
- しかしながら、地方公共団体においては、人材不足等のため、こうした経営・財務マネジメントに係る「知識・ノウハウ」が不足し、小規模市町村を中心に公営企業の経営改革やストックマネジメント等の取組の推進に困難を伴っている団体もあるところ

 **地方公共団体の経営・財務マネジメントを強化し、財政運営の質の向上を図るため、総務省と地方公共団体金融機構の共同事業として、団体の状況や要請に応じてアドバイザーを派遣**

事業のポイント

- ① アドバイザーは、自治体職員・OB、公認会計士、学識経験者等の**専門的な人材が務め、それぞれの団体が選択**
- ② アドバイザーの**派遣経費（謝金、旅費）は、地方公共団体金融機構が負担し（団体の負担なし）、直接支払う**

事業概要

（１） 支援分野

- 公営企業・第三セクター等の経営改革
 - ・ D X・G Xの取組
 - ・ 経営戦略の改定・経営改善
 - ・ 公立病院経営強化プランの改定・経営強化の取組
 - ・ 上下水道の広域化等
 - ・ 第三セクター等の経営健全化
- 公営企業会計の適用

- 地方公会計の整備・活用
- 公共施設等総合管理計画の見直し・実行
- 地方公共団体のD X（**消防防災D X**など）
- 地方公共団体のG X
- **地方公共団体間の広域連携**
（公共施設の集約化等、専門人材の確保、事務の共同実施）
- **地方税務行政のD X等（課税事務の効率化、徴収事務の効率化）**
- 首長・管理者向けトップセミナー

※ 下線部は、R7.4月(地方税務行政のD X等はR7.7月予定)に支援分野の創設等を行うもの

（２） 支援の方法

個別の地方公共団体に派遣

都道府県に派遣

課題対応アドバイス事業	課題達成支援事業	啓発・研修事業
上記の支援分野について、アドバイスを必要とする団体の要請に応じて派遣	上記の支援分野に係る特定の課題の達成が困難となっている団体に対して、アドバイザーの活用を個別に要請	都道府県が市区町村等に対する研修会・相談会を開催する場合に、講師として派遣

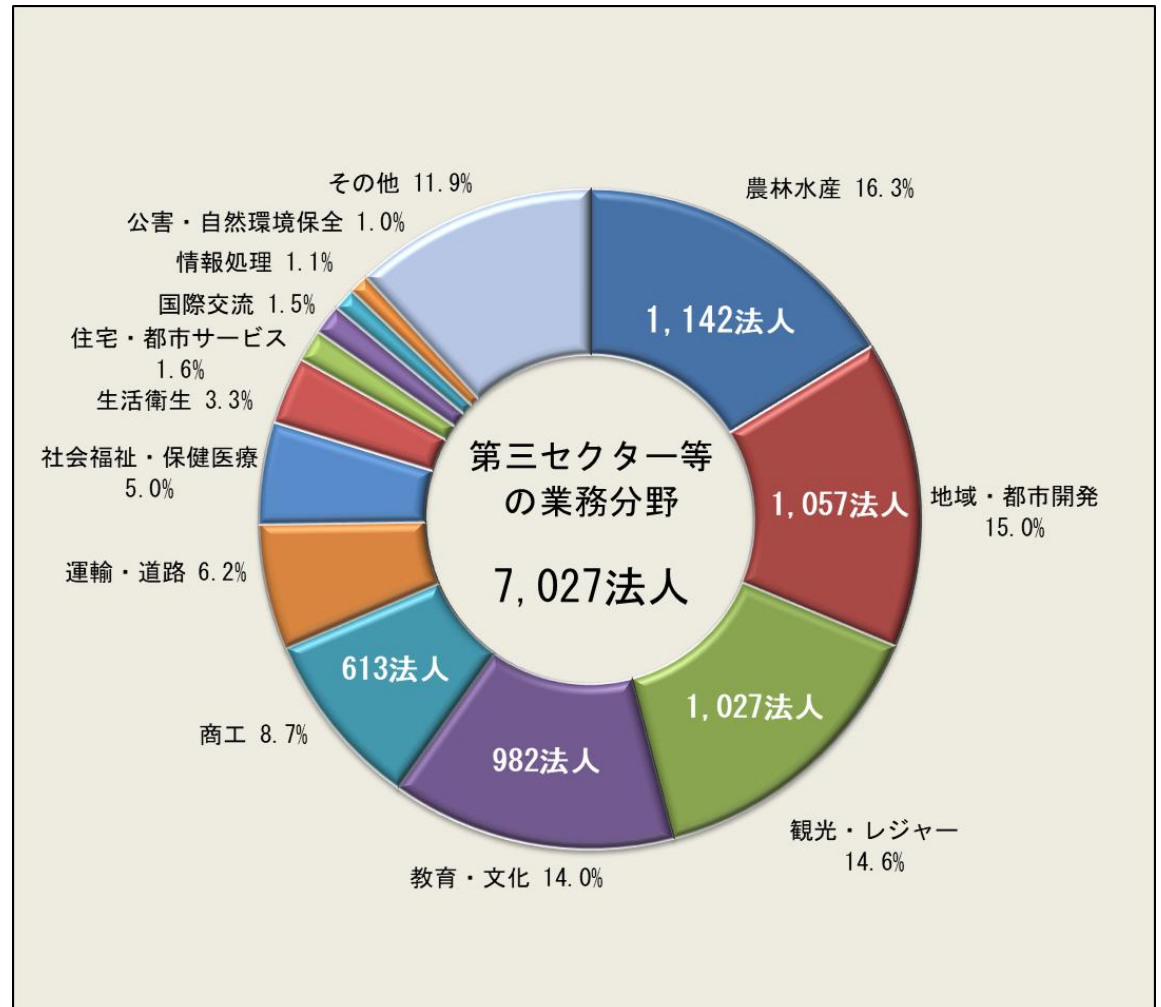
13. 第三セクター等

第三セクター等について

<第三セクター等の数>

区分	法人数
第三セクター	6,376
社団法人・財団法人	3,065
公益社団・財団法人	1,993
一般社団・財団法人	1,069
特例民法法人	3
会社法法人	3,311
株式会社	3,086
その他会社法法人	225
地方三公社	651
地方住宅供給公社	37
地方道路公社	29
土地開発公社	585
合計	7,027

<第三セクター等の業務分野>



(令和5年3月31日時点)

第三セクター等の経営健全化の推進について

第三セクター等の経営健全化の推進

【第三セクター等の経営健全化等に関する指針】

- 第三セクター等は、経営が著しく悪化した場合、地方公共団体の財政に深刻な影響を及ぼすことが懸念される。そのため、平成21年の地方公共団体の財政の健全化に関する法律の全面施行以来、第三セクター等の抜本的改革を推進し、経営健全化に一定の成果。
- 引き続き、各地方公共団体において、関係を有する第三セクター等について経営健全化に取り組むこととしている。（平成26年8月5日付け総財公第101号総務大臣通知、平成26年8月5日付け総財公第102号自治財政局長通知）

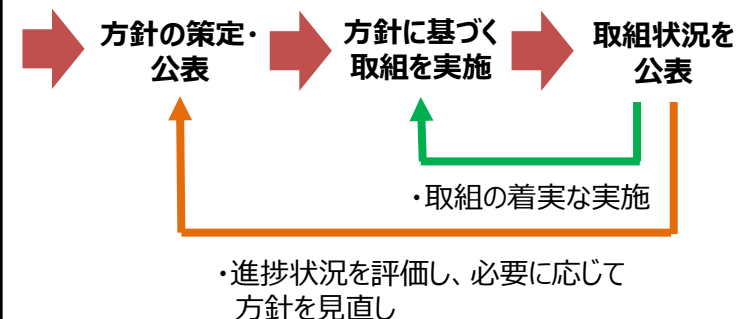
【第三セクター等の経営健全化方針】

- 特に、相当程度の財政的なリスクが存在する第三セクター等と関係を有する各地方公共団体に対しては、経営健全化方針を策定・公表するとともに、毎年度、策定した方針に基づく取組状況の公表を要請。（令和元年7月23日付け総財公第19号公営企業課長通知）
- 策定した方針に基づく経営健全化の進捗状況については、継続的かつ定期的に把握し、評価を行っていく必要。評価の結果、策定した方針と実績が乖離している場合は、当該方針の見直しを行うなど、財政的なリスクの解消に向けて適切に取り組むこと。（令和7年1月24日付け公営企業三課室事務連絡など）

経営健全化方針の策定を要する地方公共団体

第三セクター等のうち、当該地方公共団体の出資（出えんを含む。）割合が25%以上である法人、当該地方公共団体が損失補償、債務保証、短期貸付け及び長期貸付けを行っている法人で、次の①から③までのいずれかに該当する法人と関係を有する地方公共団体等

- ① 債務超過法人
- ② 実質的に債務超過である法人
 - a 事業の内容に応じて時価で評価した場合に債務超過になる法人
 - b 土地開発公社のうち、債務保証又は損失補償の対象となっている保有期間が5年以上の土地の簿価総額が、当該地方公共団体の標準財政規模の10%以上の公社
- ③ 当該地方公共団体の標準財政規模に対する損失補償、債務保証及び短期貸付けの合計額の比率が、当該地方公共団体の実質赤字比率の早期健全化基準相当以上の法人



※総務省において、毎年度、経営健全化方針の策定状況や取組状況を調査し、HPで公表。

【事例集の活用】

- 地方公共団体における第三セクター等の効率化・経営健全化や第三セクター等を活用した地域活性化等に係る取組に当たっては、現在公表している「第三セクター改革等先進事例集」や、「第三セクター等に関する参考事例集」を積極的に活用すること。（令和7年1月24日付け公営企業三課室事務連絡）

第三セクター等について地方公共団体が有する財政的リスクの状況等に関する調査結果の概要

第三セクター等について、地方公共団体が有する財政的リスクの状況等の「見える化」を推進するため、地方公共団体が一定の関与をしている第三セクター等や経営健全化方針の取組状況について公表。

1 第三セクター等について地方公共団体が有する財政的リスクの状況に関する調査

- (1) 地方公共団体が一定の関与をしている第三セクター等（以下の①又は②）は、令和5年度決算データに基づく、994法人（前年度比▲42法人）
- ① 地方公共団体が損失補償、債務保証又は貸付け（長期・短期）を行っている法人：876法人（同▲40法人）
 - ② 債務超過法人（事業の内容に応じて時価で評価した場合に債務超過になる法人を含む。）であって、当該地方公共団体の出資割合が25%以上の法人：227法人（同▲14法人）
- ※①と②の法人は重複する場合がある。
- (2) (1)のうち、経営健全化方針の策定要件（以下のⅠ～Ⅲ）に該当する法人は、264法人（前年度比▲18法人）
- Ⅰ 債務超過法人：231法人（同▲13法人）
 - Ⅱ 実質的に債務超過である法人
 - a 事業の内容に応じて時価で評価した場合に債務超過になる法人：3法人（同同数）
 - b 土地開発公社のうち、債務保証等の対象となっている保有期間が5年以上の土地の簿価総額が、当該地方公共団体の標準財政規模の10%以上の公社：12法人（同▲1法人）
 - Ⅲ 当該地方公共団体の標準財政規模に対する損失補償、債務保証及び短期貸付けの合計額の比率が、当該地方公共団体の実質赤字比率の早期健全化基準相当以上の法人：29法人（同▲9法人）
- ※Ⅰ～Ⅲの法人は重複する場合がある。
- (3) (2)の第三セクター等と関係を有する、経営健全化方針の策定が必要な地方公共団体は、延べ288団体（前年度比▲17団体）
- ※新たに経営健全化方針の策定が必要となった地方公共団体に対しては、速やかな策定を要請している。

2 第三セクター等の経営健全化方針の取組状況の調査

令和4年度決算データに基づき経営健全化方針の策定要件に該当した地方公共団体 延べ305団体の取組状況は、以下のとおり。

- (1) 令和6年6月1日時点で経営健全化方針を策定済の団体は、延べ288団体（94.4%）
- (2) 該当する第三セクター等の令和5年度決算データ（1(2)のⅠ～Ⅲ）が、策定要件に該当した当初と比べて改善している団体は、延べ150団体（49.2%）

【参考】前回調査結果（令和3年度決算データに基づき経営健全化方針の策定要件に該当した地方公共団体 延べ306団体の取組状況）

- (1) 令和5年6月1日時点で経営健全化方針を策定済の団体は、延べ297団体（97.1%）
- (2) 該当する第三セクター等の令和4年度決算データ（1(2)のⅠ～Ⅲ）が、策定要件に該当した当初と比べて改善している団体は延べ153団体（50.0%）